

第1章 総 則

第1節 計画の策定方針

第2節 防災関係機関の業務大綱及び市民・事業所の責務

第3節 市の概況

第4節 被害想定

第5節 防災ビジョン

第6節 減災目標

本章は、地域防災計画の目的、防災業務に関する関係機関とその役割、市域の災害に関する環境、被害想定、防災ビジョンなどについて明らかにするものである。

第1節 計画の策定方針

第1 計画の目的及び前提

1 計画の目的

この計画は、災害対策基本法（1961年（昭和36年）法律第223号）第42条及び町田市防災会議条例第2条の規定に基づき、町田市防災会議が作成する計画であって、市・都及び関係機関や公共的団体その他市民がその有する全機能を発揮し、相互に連携を図ることにより、「自助」「共助」「公助」を実現し、市の地域における防災に関し、災害予防、災害応急対策及び災害復旧対策に至る一連の防災活動を適切に実施することにより、市民の生命・身体・財産を災害から保護することを目的とする。

2 計画の前提

この計画は、「首都直下地震等による東京の被害想定」などの被害想定や東日本大震災、令和元年東日本台風、集中豪雨等による都市型水害及び土砂災害などの最近の災害から得た教訓、近年の社会経済情勢の変化、及び市民・市議会などの提言を可能な限り反映し、策定した。

災害対策基本法の趣旨等を踏まえて、防災に関する政策・方針決定過程及び防災の現場における女性や高齢者、障がい者などの参画を拡大し、男女平等参画その他の多様な視点に配慮した防災対策を整備していく。

第2 本計画で扱う災害の範囲

本計画は、災害対策基本法に基づき、以下の自然災害及び大規模事故の対応を定めたものである。

- ① 地震災害
- ② 風水害
- ③ 雪害
- ④ 原子力災害
- ⑤ 火山災害
- ⑥ その他大規模事故等（航空機事故、鉄道事故、道路・橋梁・トンネル災害、ガス事故、CBRNE災害※、危険物事故、大規模火災、その他の大規模な事故による被害）

※Chemical（化学剤）、Biological（生物剤）、Nuclear・Radiological（核・放射性物質）、Explosive（爆発物）に起因する災害

第3 計画の構成

この計画には、市及び防災関係機関が行うべき災害対策を総合的に記す「本編」、災害対策に用いる各種様式やデータ類を掲載する「資料編」からなる。本冊子は「本編」にあたり、「資料編」は別の冊子に記す。

これら各編の構成は、それぞれ次のとおりである。

1 本編

本編には、市及び防災関係機関が行うべき災害対策を、予防対策、応急対策、復旧・復興の各段階に応じて具体的に記載している。構成は、以下のとおりである。

第 1 章	総則
第 2 章	災害予防計画
第 3 章	地震災害応急対策
第 4 章	風水害応急対策
第 5 章	雪害対策
第 6 章	原子力災害対策
第 7 章	火山災害対策
第 8 章	大規模事故等対策
第 9 章	東海地震対策
第 10 章	災害復旧・復興計画

2 資料編

資料編には、市が災害対応時に使用する様式、例規の条文の引用、市の防災施設や防災拠点等に関するデータベース、市域の災害環境等を示す資料等を掲載している。構成は以下のとおりである。

第 1 章	様式
第 2 章	例規・協定・基準
第 3 章	データベース
第 4 章	災害環境

第4 他の計画との関係

1 法令に基づく防災業務計画及び都地域防災計画との関係

この計画は、災害対策基本法に基づき、町田市に属する区域に係る災害から市民（来訪者を含む）の生命・身体・財産を守ることを目的として定められるものであり、国の防災基本計画、各指定行政機関等が作成する防災業務計画及び東京都地域防災計画に整合するよう定める。

2 町田市基本構想・基本計画「まちだ未来づくりビジョン2040」との関係

「まちだ未来づくりビジョン2040」は、2040年に向けて誰もが夢を持ち、幸せを感じることができるまちをつくるため、市民、地域団体、事業者など町田市に関わるすべての人々が共に実現を目指す町田市におけるまちづくりの最上位計画である。

本計画は、ビジョンに掲げる「まちづくり基本目標」のうち、「政策9：みんなが安心できる強いまちになる（施策9-1：ひと・まちを災害に強くする）」に整合させて策定したものである。

本計画は、まちだ未来づくりビジョン2040「まちづくり基本目標」における

政策 9：みんなが安心できる強いまちになる

施策9-1：ひと・まちを災害に強くする

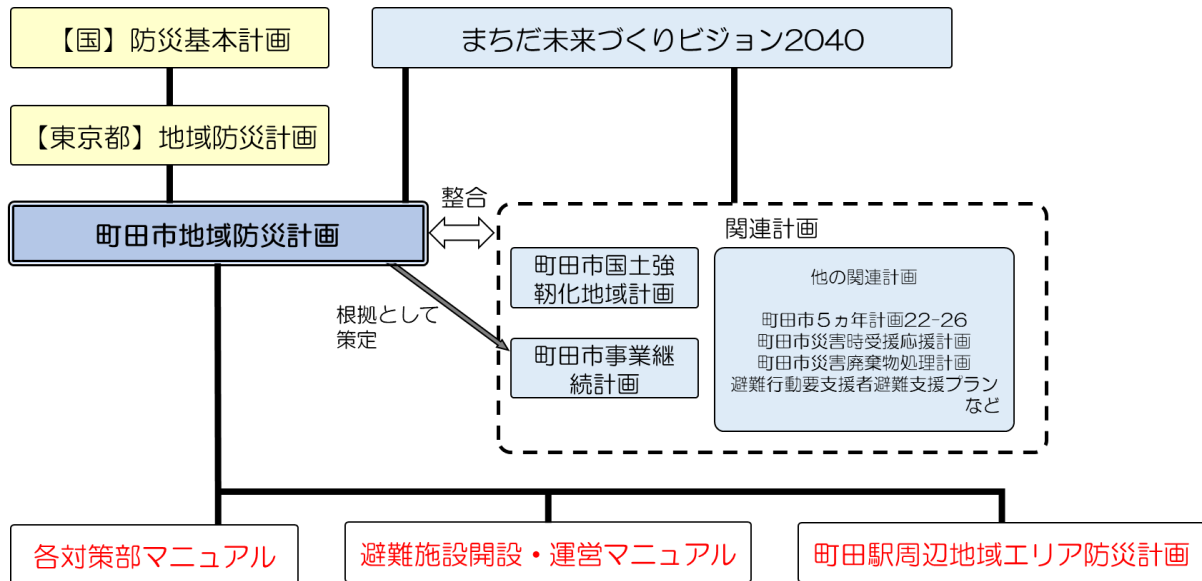
を踏まえて策定したものである。

3 町田市国土強靱化地域計画との関係

町田市国土強靱化地域計画は、強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法（2013年（平成25年）法律第95号）に基づき、災害に対して町田市をより強靱な都市とするために、平時からの取り組みを幅広く位置付けた、都市づくりの方向性を示す計画である。

本計画と市国土強靱化地域計画は、災害予防及び体制準備、迅速な復旧・復興体制整備において共通する部分を有することから、双方に整合性を図りながら策定するものである。

■計画体系図



第5 計画の修正

この計画は、災害対策基本法第42条の規定に基づき、本市の都市構造の変化及び災害応急対策の効果等を考えあわせ、毎年検討を加え、必要があると認めるときは、これを市防災会議において修正する。したがって、町田市各部及び関係機関は関係のある事項について検討し、毎年市防災会議が指定する期日（緊急を要する事項についてはその都度）までに、計画修正案を市防災会議事務局（防災安全部防災課）に提出しなければならない。

第6 計画の習熟

市及び関係機関は、平素から危機管理や自然災害に関する調査・研究に努めるとともに、所属職員に対する災害時の役割などを踏まえた実践的な教育・訓練の実施などを通して本計画の習熟に努め、災害への対応能力を高めるものとする。また、各対策部は地域防災計画に基づき、具体的な各対策部の応急対策を「各対策部マニュアル」として策定するとともに、随時見直しを図る。

第7 用語の定義

用語	定義もしくは内容
地域防災計画	市町村や都道府県などの『一定地域に係る防災に関する計画』で、市町村・都道府県等に設置される防災会議が作成・修正するもの。(災害対策基本法第2条・第40条・第42条)
防災会議	市町村にあつては、『当該市町村の地域に係る地域防災計画を作成し、及びその実施を推進するほか、市町村長の諮問に依つて当該市町村の地域に係る防災に関する重要事項を審議するため』に設置される会議。
木造住宅密集地域	木造住宅を中心とした老朽住宅等が密集し、かつ、公共施設等への未整備により、良質な住宅の供給と住環境の改善が必要であると認められた地域をいう。
延焼遮断帯	地震に伴う市街地火災の延焼を阻止する機能を果たす道路、河川、鉄道、公園等の都市施設及びこれらと近接する耐火建築物等により構成される带状の不燃空間。
特定建築物	建築物の耐震改修の促進に関する法律第14条第1号、第2号に定める特定既存耐震不適格建築物と用途・規模が同じ全ての建築物。 (1) 学校、体育館、病院、劇場、観覧場、集会場、展示場、百貨店、事務所、老人ホームその他多数の者が利用する建築物で政令で定めるものであつて政令で定める規模以上のもの (2) 火薬類、石油類その他政令で定める危険物であつて政令で定める数量以上のものの貯蔵場又は処理場の用途に供する建築物
緊急地震速報	緊急地震速報は、地震の発生直後に、各地での強い揺れの到達時刻や震度、長周期地震動階級を予想し、可能な限り素早く知らせる情報のこと。強い揺れの前に、自らの身を守ったり、列車のスピードを落としたり、あるいは工場等で機械制御を行うなどの活用がなされている。
指定緊急避難場所	『災害が発生し、又は発生するおそれがある場合における円滑かつ迅速な避難のための立退き』先となる施設又は場所のこと。洪水、津波その他の政令で定める異常な現象の種類ごとに定めなければならない。
指定避難所	『避難のための立退きを行った居住者、滞在者その他の者を避難のために必要な間滞在させ、又は自ら居住の場所を確保することが困難な被災した住民、その他の被災者を一時的に滞在させるための施設』
要配慮者	『高齢者、障がい者、乳幼児その他の特に配慮を要する者』
避難行動要支援者	『要配慮者のうち、災害が発生し、または災害が発生するおそれがある場合に、自ら避難することが困難なものであつて、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要するもの』
避難支援等関係者	消防機関、都道府県警察、民生委員法に定める民生委員、社会福祉法第109条第1項に規定する市町村社会福祉協議会、自主防災組織その他の避難支援等の実施に携わる関係者。

用語	定義もしくは内容
避難行動要支援者名簿	<p>『避難の支援、安否の確認その他の避難行動要支援者の生命又は身体を災害から保護するために必要な措置（以下「避難支援等」という）を実施するための基礎とする名簿』のこと。</p> <p>以下の事項を掲載するものと定められている。</p> <p>一 氏名 二 生年月日 三 性別</p> <p>四 住所又は居所 五 電話番号その他の連絡先</p> <p>六 避難支援等を必要とする事由</p> <p>七 前各号に掲げるもののほか、避難支援等の実施に関し市町村長が必要と認める事項</p>
個別避難計画	<p>『避難行動要支援者名簿情報に係る避難行動要支援者ごとに、当該避難行動要支援者について避難支援等を実施するための計画』</p> <p>災害対策基本法第49条の10第2項第1号から6号までに掲げる事項のほか、以下の事項を掲載するものと定められている。</p> <p>一 避難支援等実施者（避難支援等関係者のうち当該個別避難計画に係る避難行動要支援者について避難支援等を実施する者をいう。）の氏名又は名称、住所又は居所及び電話番号その他の連絡先</p> <p>二 避難施設その他の避難場所及び避難路その他の避難経路に関する事項</p> <p>三 前二号に掲げるもののほか、避難支援等の実施に関し市町村長が必要と認める事項</p>
避難施設	<p>いわゆる避難所。体育館など、避難者が仮宿泊することが可能な施設を有する場所。法に規定される「指定避難所」にもあたる。</p>
避難施設（震災）	<p>震災時の避難先となる避難施設。市立小中学校のほか、都立高校や一部の文教施設が指定されている。全て耐震性を有した施設となっている。</p>
避難施設（洪水・土砂）	<p>洪水時・土砂災害・内水氾濫時の避難先となる避難施設。洪水・土砂災害・内水氾濫が予想される大雨時には、オープンスペースは避難先として適さないため、避難広場のみの施設は含まない。法に規定される洪水時・土砂災害・内水氾濫時の「指定緊急避難場所」でもある。</p>
避難施設（洪水・土砂）	<p>洪水による浸水や土砂災害が発生した場合、もしくは、発生することが想定される場合、避難してきた避難者を直接収容する避難者仮宿泊施設のある避難施設（小・中学校、都立高校等）。</p>
臨時避難施設（洪水・土砂）	<p>洪水による浸水や土砂災害が発生した場合、もしくは、発生することが想定される場合、避難してきた避難者を一時的に収容する避難施設（市民センター等）。避難施設よりも早期に、自主避難者の受入も行う。</p>
予備避難施設（洪水・土砂）	<p>災害等の状況により、上記の施設に加えて、予備的に開設する避難施設（小・中学校、都立高校等）。</p>
洪水時集合場所	<p>避難施設が少ない地域に設置する、避難者をバス等の指定地方公共機関等により、他地区の避難施設（洪水・土砂）等に収容するための集合拠点（バスの発着可能な広場・駐車場）。</p>

第1章 総則
第1節 計画の策定方針

用語	定義もしくは内容
福祉避難所	要配慮者の円滑な利用の確保、要配慮者が相談し、または助言その他の支援を受けることができる体制やその他の要配慮者の良好な生活環境が基準を満たしている避難施設のこと。
二次避難施設	避難施設での生活が長期化し、そこでの生活が困難な要配慮者を市からの要請で受け入れる施設。受け入れにあたっては、施設の状況などを総合的に判断して、対象者を二次避難施設へ移送する。
避難広場	いわゆる避難場所。学校のグラウンドや公園などの、一定以上の広さを有するオープンスペース。避難施設(震災)は、グラウンド等のオープンスペースを有するため、避難広場をも兼ねる。地震災害時の「指定緊急避難場所」でもある。
一時集合場所	避難広場へ避難する前に、近隣の避難者が一時的に集合して様子を見る場所又は避難者が避難のために一時的に集団を形成する場所で、集合した方の安全が確保されるスペースを有する学校のグラウンド・公園等をいう。
一時滞在施設	駅周辺の滞留者や路上等の屋外で被災した外出者のうち、帰宅が可能になるまで待機する場所がない者(屋外滞留者)を一時的に受け入れる施設。
トリアージ	災害発生時など多数の傷病者が発生した場合に、傷病者を傷病の緊急度や重症度に応じて治療優先順位を決めることをいう。また、トリアージを実施する際にはトリアージタグを使用し、症状に加え収容医療機関への緊急連絡事項等はトリアージタグに簡記する。一見して重症に見えない挫滅症候群への注意が必要。
東京 DMAT (DMAT (ディーマツト) : Disaster Medical Assistance Team)	大震災等の自然災害や交通事故等の災害現場で救命処置等を行うための専門知識を習得した医師、看護師等で編成される災害医療派遣チーム。
東京 DPAT (DPAT (ディーパツト) : Disaster Psychiatric Assistance Team)	被災地域の精神保健医療ニーズの把握、他の保健医療体制との連携、各種関係機関等とのマネジメント、専門性の高い精神医療の提供と精神保健活動の支援を行うために、専門的な研修・訓練を受けた災害派遣精神医療チーム。
物資集積所	防災基本計画上の「地域内輸送拠点」のことを指す。災害時協定機関からの調達物資、及び都・他縣市町村等から供給される物資を受け入れ・保管し、配布するための仕分けを行う物資集積の拠点。
支援物資	被災した地方公共団体を支援するための物資。本計画上では、調達物資、義援物資を含むものとする。
調達物資	市が調達し、物資集積所を經由して避難施設に輸送される物資。本計画上では、他自治体や協定機関から提供される物資を指す。
義援物資	企業・個人が無償で被災地域に提供する支援物資。

用語	定義もしくは内容
道路啓開（障害物除去）	災害時に道路損壊、崩土、道路上への落下倒壊物、放置された車両などの交通障害物により通行不可能となった道路において、それらの障害物を除去、簡易な応急復旧の作業をし、避難・救護・救急対策等のための初期の緊急輸送機能の回復を図ること。
緊急通行車両	<p>災害対策基本法施行令（昭和37年政令第288号）第32条の2で定める次の車両をいう。</p> <p>（1）道路交通法（昭和35年法律第105号）第39条第1項の緊急自動車</p> <p>（2）災害応急対策に従事する者又は災害応急対策に必要な物資の緊急輸送その他の災害応急対策を実施するため運転中の車両で標章が掲示されているもの</p>
緊急道路障害物除去路線	原則として上下各1車線を確保し、避難・救護・救急対策等のための震災後初期の緊急輸送機能の回復を図るために、道路損壊、崩土、道路上への落下倒壊物、放置された車両などの交通障害物により通行不可能となった道路において、障害物除去や簡易な応急復旧作業を優先的に行う、あらかじめ指定された路線。
啓開道路	<p>災害発生時に、被災地および被災者に対する救護活動、支援物資・食糧等の輸送を迅速かつ確実にするために、市が道路啓開（障害物除去）を優先的に実施する路線。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 第一次啓開道路 啓開の拠点となる施設から市庁舎に至る道路 ・ 第二次啓開道路 都の緊急輸送道路等の主要な道路間を接続する道路 ・ 第三次啓開道路 避難施設等、市の災害拠点へ至る道
緊急輸送ネットワーク	震災時の救助や救急、医療活動、緊急輸送を円滑に行うため、応急活動の中心となる施設（指定拠点）と指定拠点相互間を、陸・海・空・水上・地下の多ルートで結ぶネットワーク。
緊急交通路	災害対策基本法第76条第1項の規定により、緊急通行車両以外の車両の通行を禁止又は制限する道路の区間をいう。
災害廃棄物	自然災害に直接起因して発生する廃棄物のうち、生活環境保全上の支障へ対処するため、市がその処理を実施するもの。

※『』の記載は法令等からの引用。

第2節 防災関係機関の業務大綱及び市民・事業所の責務

災害に対応するために、各機関が実施すべき役割を以下に示す。

第1 市

機関の名称	事務又は業務の大綱
市	<ul style="list-style-type: none"> ① 町田市防災会議及び町田市災害対策本部に関すること ② 防災に関する組織の整備 ③ 防災都市づくり事業の推進 ④ 防災に関する施設及び設備の整備、点検 ⑤ 災害応急・復旧用資材及び物資の備蓄、点検 ⑥ 市民防災組織・ボランティア団体等の育成、指導 ⑦ 防災知識の普及と防災に関する教育及び訓練の実施 ⑧ 事業所防災に関すること ⑨ 防災に関する調査研究 ⑩ 災害に関する情報の収集、伝達及び被害の調査 ⑪ 市民等への避難指示等及び誘導 ⑫ 外出者の支援に関すること ⑬ 市民等への災害時広報及び災害相談の実施 ⑭ 消防及び水防に関すること ⑮ 被災者に対する救助・救護及び避難受け入れ ⑯ 緊急道路及び緊急輸送の確保 ⑰ 被災した市施設・設備の応急復旧 ⑱ 災害時における給食・給水、医療救護、保健衛生等の応急措置 ⑲ 被災した児童及び生徒の応急教育に関すること ⑳ 管内の関係機関が実施する災害応急対策の調整 ㉑ その他災害発生の防御又は拡大防止のための措置 ㉒ 所掌に係る災害復旧に関すること ㉓ 災害復興に関すること ㉔ 過去の災害から得られた教訓を伝承する活動の支援に関すること

第2 東京都・神奈川県関係機関

機関の名称	事務又は業務の大綱
都水道局	① 水道施設に関すること ② 応急給水に関すること
都税事務所	① 被災者に対する都税の減免及び徴収猶予に関すること ② 災害時における他の局及び市区町村の応援に関すること
南多摩東部建設事務所 厚木土木事務所津 久井治水センター 横浜川崎治水事務 所川崎治水センター	① 河川の保全・復旧に関すること ② 道路及び橋梁の保全・復旧に関すること ③ 水防に関すること ④ 河川、道路等における障害物の除去に関すること
警視庁 第九方面本部 町田警察署 南大沢警察署	① 被害実態の把握及び各種情報の収集に関すること ② 被災者の救出救助及び避難誘導に関すること ③ 行方不明者等の捜索及び調査に関すること ④ 遺体の調査等及び検視に関すること ⑤ 交通の規制に関すること ⑥ 緊急通行車両等確認標章の交付に関すること ⑦ 公共の安全と秩序の維持に関すること
東京消防庁 第九消防方面本部 町田消防署	① 火災及びその他災害の予防、警戒及び防御に関すること ② 救助及び救急に関すること ③ 危険物等の措置に関すること ④ 前三号に掲げるもののほか、消防に関すること

第3 自衛隊

機関の名称	事務又は業務の大綱
自衛隊 （陸上自衛隊 第1施設大隊 航空自衛隊 航空総隊司令部）	① 災害派遣の計画及び準備 ア 防災関係資料の基礎調査 イ 災害派遣計画の作成 ウ 東京都地域防災計画に整合した防災に関する訓練の実施 ② 災害派遣の実施 ア 人命又は財産の保護のために緊急に行う必要のある応急救援又は応急復旧 イ 災害救助のための防衛省の管理に属する物品の無償貸付及び譲与に関する こと

第4 指定地方行政機関

機 関 の 名 称	事 務 又 は 業 務 の 大 綱
関東総合通信局	① 非常通信の確保等及び関東地方非常通信協議会の運営に関する事 ② 災害時テレコム支援チーム（MIC-TEAM）による災害対応支援に関する事 ③ 災害対策用移動通信機器及び災害対策用移動電源車等の貸出しに関する事 ④ 非常災害時における重要通信の疎通を確保するため、無線局の開局、周波数等の指定変更及び無線設備の設置場所等の変更を口頭等により許認可を行う特例措置（臨機の措置）の実施に関する事 ⑤ 電気通信事業者及び放送局の被災・復旧状況等の情報提供に関する事
関東財務局	① 地方公共団体に対する資金融資のあっ旋及び金融機関の業務の監督（災害時における緊急措置等を含む）に関する事 ② 国有普通財産の管理及び処分に関する事及び行政財産の総合調整に関する事
関東信越厚生局	① 被害情報の収集及び伝達に関する事 ② 関係機関との連絡調整に関する事
東京労働局	① 産業安全（鉱山保安関係を除く）に関する事 ② 雇用対策に関する事
関東農政局	① 農業関係、卸売市場及び食品産業事業者等の被害状況の把握に関する事 ② 応急用食料・物資の支援に関する事 ③ 食品の需給・価格動向の調査に関する事 ④ 飲食料品、油脂、農畜産物等の安定供給対策に関する事 ⑤ 飼料、種子等の安定供給対策に関する事 ⑥ 病虫害防除及び家畜衛生対策に関する事 ⑦ 営農技術指導及び家畜の移動に関する事 ⑧ 被害農業者及び消費者の相談窓口に関する事 ⑨ 農地・農業用施設及び公共土木施設の災害復旧に関する事 ⑩ 被害農業者に対する金融対策に関する事
関東森林管理局	① 国有林野の保安林、保安施設（治山施設）等の維持、造成に関する事 ② 災害復旧用材（国有林材）の供給に関する事
関東経済産業局	① 生活必需品、復旧資材等防災関係物資の円滑な供給の確保に関する事 ② 商工鉱業事業者の業務の正常な運営の確保に関する事 ③ 被災中小企業の振興に関する事
関東東北産業保安監督部	① 火薬類、高圧ガス、液化石油ガス、電気、ガス等危険物等の保安の確保に関する事

機 関 の 名 称	事 務 又 は 業 務 の 大 綱
関東地方整備局	<ul style="list-style-type: none"> ① 防災上必要な教育及び訓練に関すること。 ② 通信施設等の整備に関すること ③ 公共施設等の整備に関すること ④ 災害危険区域等の関係機関への通知に関すること ⑤ 官庁施設の災害予防措置に関すること ⑥ 豪雪害の予防に関すること ⑦ 災害に関する情報の収集及び予警報の伝達・災害対策の指導、協力に関すること ⑧ 水防活動、土砂災害防止活動及び避難誘導等に関すること ⑨ 建設機械の現況及び技術者の現況の把握に関すること ⑩ 緊急輸送に必要な船舶の情報に関すること ⑪ 災害時における復旧資材の確保に関すること ⑫ 災害発生が予測されるとき又は災害時における災害応急対策及び復旧対策に関すること
関 東 運 輸 局	<ul style="list-style-type: none"> ① 鉄道及び軌道の安全保安並びにこれらの施設及び車両の安全保安に関すること ② 災害時における輸送車両のあっ旋に関すること
関東地方測量部	<ul style="list-style-type: none"> ① 災害時等における地理空間情報の整備・提供に関すること ② 復旧・復興のための公共測量に関する指導・助言に関すること ③ 地殻変動の監視に関すること
東京管区气象台	<ul style="list-style-type: none"> ① 気象、地象、地動及び水象の観測並びにその成果の収集、発表を行うこと ② 気象、地象（地震にあっては、発生した断層運動による地震動に限る）及び水象の予報並びに警報等の防災気象情報の発表、伝達及び解説に関すること。 ③ 気象業務に必要な観測、予報及び通信施設の整備に関すること。 ④ 地方公共団体が行う防災対策に関する技術的な支援・助言に関すること。 ⑤ 防災気象情報の理解促進、防災知識の普及啓発に関すること。
関東地方環境事務所	<ul style="list-style-type: none"> ① 有害物質等の発生等による汚染状況の情報収集及び提供に関すること ② 廃棄物処理施設等の被害状況、災害廃棄物の発生量等の情報収集に関すること ③ 行政機関等との連絡調整、被災状況・動物救護活動の状況等に関する情報収集、提供等に関すること ④ 放射性物質による汚染状況の情報収集及び提供並びに汚染等の除去への支援に関すること
北 関 東 防 衛 局	<ul style="list-style-type: none"> ① 災害時における所管財産の使用に関する連絡調整に関すること。 ② 災害時における自衛隊及び在日米軍との連絡調整に関すること

第5 指定公共機関

機関の名称	事務又は業務の大綱
日赤東京都支部	① 災害時における医療救護班の編成及び医療救護等（助産及び死体の処理を含む）の実施に関する事 ② 災害時における避難施設等での救護所開設及び運営に関する事 ③ こころのケア活動に関する事 ④ 赤十字ボランティアの活動に関する事 ⑤ 輸血用血液製剤の確保及び供給に関する事 ⑥ 義援金の受付及び配分に関する事（原則として義援物資については受け付けない） ⑦ 赤十字エイドステーション（帰宅困難者支援所）の設置・運営に関する事 ⑧ 災害救援物資の支給に関する事 ⑨ 日赤医療施設等の保全及び運営に関する事 ⑩ 外国人の安否調査に関する事 ⑪ 遺体の検案協力に関する事 ⑫ 東京都地域防災計画に整合した災害救護に関する訓練の実施に関する事
日本放送協会	① 報道番組（気象予警報及び被害状況等を含む）に関する事 ② 広報（避難施設等への受信機の貸与等を含む）に関する事 ③ 放送施設の保全に関する事
J R 東 日 本 J R 東 海	① 鉄道施設等の工事計画及びこれらの施設等の保全に関する事 ② 災害時における鉄道車両等による救助物資及び避難者輸送の協力に関する事 ③ 利用者の避難誘導、駅の混乱防止に関する事
N T T 東 日 本	① 電気通信設備の建設、及び保全に関する事 ② 重要通信の確保に関する事 ③ 気象予警報の伝達に関する事 ④ 通信ネットワークの信頼性向上に関する事 ⑤ 災害時の電気通信設備の復旧に関する事
日 本 郵 便	① 郵便物送達の確保、窓口業務の維持及びこれら施設等の保全に関する事 ② 災害時における郵便業務に係る災害特別事務取扱に関する事 ア 被災者に対する郵便葉書等の無償交付 イ 被災者が差し出す郵便物の料金免除 ウ 被災地宛救助用郵便物の料金免除 エ 被災者援助団体に対するお年玉付郵便葉書等寄附金の配分
東京ガスグループ (東京ガス株式会社 東京ガスネットワーク株式会社)	① ガス工作物の建設及びそれらの維持管理に関する事。 ② ガスの供給に関する事

機関の名称	事務又は業務の大綱
日本通運 福山通運 佐川急便 ヤマト運輸 西濃運輸	災害時における貨物自動車（トラック）等による救助物資等の輸送に関する事
東京電力グループ	停電復旧に関する事
K D D I	① 重要通信の確保に関する事 ② 災害時における電気通信の疎通の確保と被災通信設備等の復旧に関する事
NTTドコモ	① 重要通信の確保に関する事 ② 災害時における電気通信の疎通の確保と被災通信設備等の復旧に関する事
NTTコミュニケーションズ	① 国内・国際電話等の通信の確保に関する事 ② 災害時における通信の疎通確保と通信設備の復旧に関する事
ソフトバンク	① 重要通信の確保に関する事 ② 災害時における通信の疎通確保と通信設備の復旧に関する事
楽天モバイル	① 重要通信の確保に関する事 ② 災害時における通信の疎通確保と通信設備の復旧に関する事

第6 指定地方公共機関

機関の名称	事務又は業務の大綱
東急電鉄 小田急電鉄 京王電鉄	① 鉄道施設等の安全保安に関する事 ② 利用者の避難誘導、駅の混乱防止に関する事 ③ 災害時における鉄道車両等による救助物資、避難者等の輸送の協力に関する事
都トラック協会	災害時における貨物自動車（トラック）による救援物資及び避難者等の輸送の協力に関する事
都医師会	① 医療に関する事 ② 防疫の協力に関する事 ③ 遺体の検案の協力に関する事
都歯科医師会	歯科医療活動に関する事
都薬剤師会	医薬品の調剤、服薬指導及び医薬品の管理に関する事
献血供給事業団	血液製剤の供給に関する事
都獣医師会	動物の医療保護活動に関する事
テレビ・ラジオ 放送各社 ^{※注}	① 災害時における広報活動及び被害状況等の速報に関する事 ② 放送施設の保全に関する事
東京バス協会 （神奈中バス 小田急バス 京王バス）	バスによる輸送の確保に関する事
東京ハイヤー・ タクシー協会	① タクシー、ハイヤーによる輸送の確保に関する事 ② 発災時の災害情報の収集・伝達に関する事
都個人タクシー協会	タクシーによる輸送の確保に関する事

第1章 総則

第2節 防災関係機関の業務大綱及び市民・事業所の責務

機関の名称	事務又は業務の大綱
日本エレベーター協会 関東支部	① 震災時のエレベーターに閉じ込められた人の迅速な救出(危険の伴わないものに限る)に関する事 ② エレベーターの早期復旧に関する事

※注：日本テレビ、TBSテレビ、フジテレビジョン、テレビ朝日、テレビ東京、TOKYO MX、TBSラジオ、文化放送、ニッポン放送、ラジオ日本、エフエム東京、J-WAVE、日経ラジオ社、Interfm
※法人名称は、東京都地域防災計画中の表記に準ずるため、一部略称を含む。

第7 消防団

機関の名称	事務又は業務の大綱
消 防 団	① 水火災及びその他災害の予防、警戒、防御に関する事 ② 災害等の情報収集に関する事 ③ 地域住民への火災予防、初期消火、応急救護活動等の普及・啓発 ④ その他消防に関する事

第8 公共的団体・防災上重要な施設の管理者

機関の名称	事務又は業務の大綱
自主防災組織 (町内会・自治会)	① 地域内住民への災害に関する情報伝達、広報広聴活動に関する事 ② 出火防止及び初期消火に関する事 ③ 避難者の誘導及び救出救護の協力に関する事 ④ 被災者に対する炊き出し、救援物資の配分及び避難施設内の生活支援等の協力に関する事 ⑤ 被害状況調査、広報活動等災害対策業務全般についての協力に関する事
町田市社会福祉協議会	① 災害時の一般ボランティアの受け入れに関する事 ② 要介助者への生活支援活動の協力に関する事 ③ 都による生活福祉資金貸付の申込み受付に関する事
町田市医師会	① 医療救護及び助産活動に関する事 ② 防疫及び遺体の検案の協力に関する事 ③ 都医師会及び各医療機関との連絡調整に関する事
町田市歯科医師会	① 歯科医療活動に関する事 ② 遺体の検案の協力に関する事 ③ 都歯科医師会及び各医療機関との連絡調整に関する事
町田市薬剤師会	① 医薬品の調剤、服薬指導及び医薬品の管理に関する事 ② 医薬品の調達、供給に関する事 ③ 都薬剤師会及び薬剤師との連絡活動に関する事
町田市柔道整復師会	① 接骨診療に関する事 ② 都柔道整復師会及び接骨師との連絡活動に関する事
東京都獣医師会 町田支部	① 動物医療救護に関する事 ② 臨時動物保護所の運営に関する事
町田市福祉サービス協会	要介助者への救助及び生活支援活動の協力に関する事

機関の名称	事務又は業務の大綱
防犯協会 交通安全協会	① 災害危険箇所、異常現象等の連絡通報に関すること ② 災害時の交通規制、防犯対策の協力に関すること ③ その他災害応急対策の業務の協力に関すること
町田商工会議所	① 市が行う被害状況調査及び応急対策の協力に関すること ② 災害時における下水道の復旧活動の協力に関すること ③ 救助物資、復旧資材の確保、あっ旋、輸送等についての協力に関すること ④ 加盟各事業者との連絡調整に関すること ⑤ 被災者に対する炊き出しの支援に関すること
東京都石油商業組合 町田支部	災害時の燃料の優先的な供給に関すること
一般財団法人町田市 文化・国際交流財団	① 災害時における外国人支援に関すること ② 一時滞在施設に関すること
危険物・有毒物等保管施設 地下施設	安全管理の徹底及び災害防護施設の整備に関すること
病院等	① 避難施設の整備と避難訓練の実施に関すること ② 災害時における負傷者の医療と助産救助に関すること
社会福祉施設	① 避難施設の整備と避難訓練の実施に関すること ② 災害時における入居者の保護に関すること
学校法人 乳幼児施設	① 避難施設の整備と避難訓練の実施に関すること ② 災害時における児童・生徒及び乳幼児の保護に関すること
金融機関	被災事業者等に対する資金の融資に関すること

第9 市・市民・事業所の責務

1 基本理念

市域で想定される首都直下地震（多摩東部直下地震）においては、町田市のみならず、周辺の各都市での甚大な被害が予測されており、行政による公助の限界が指摘されている。

災害から一人でも多くの生命・身体及び財産を守るためには、まず第一に「自らの生命は自らが守る」という自助の考え方、第二に「自分たちのまちは自分たちで守る」という共助の考え方、この2つの理念に立つ市民と公助の役割を果たす市とが、それぞれの責務と役割を明らかにした上で、連携を図っていくことが欠かせない。

そのことから、市は、防災の第一義的責任を有する基礎的自治体として、市民の生命・身体・財産を災害から守る為、防災関係機関と協力の上、災害予防及び災害対応を実施する。さらに、市民、事業所等の地域の各構成員が防災に対する自らの役割を自覚できるよう、「自助」、「共助」への取り組みを推進する。

2 基本的責務

災害に強い人づくり、災害に強いまちづくりのために、市及び自治の主体である市民・その組織及び事業所は、日頃より次の役割をよく理解し、実行するよう努める。

機 関 の 名 称	責 務
市	<ul style="list-style-type: none"> ① 災害対策のあらゆる施策を通じて、市民の生命・身体・財産を災害から保護し、その安全を確保するとともに、被災後の市民生活の再建及び安定並びに都市の復興を図るため、最大の努力を払う。 ② 災害に強いまちづくりに努めるとともに、被災時における避難並びに救出及び救助を円滑に行うため必要な体制と資器材を整備し、防災関係機関がその責務を遂行するように、その先頭に立ち、被害の最小化に努める。 ③ 住民の協働による組織・団体が積極的に地域を守るような社会の構築を推進する。 ④ 被災者のニーズの変化や多様性に柔軟且つ機敏に対応するとともに、防災に関する施策・方針決定過程及び防災の現場における女性や高齢者、障がい者などの参画を拡大し、男女平等参画その他の多様な視点を取り入れた防災対策を推進する。 ⑤ 災害により重大な被害を受けた場合、速やかに市民生活の復興と計画的な都市の復興を図るため、震災復興基本方針及び災害復興基本計画等を策定し、全力を挙げて復興事業を推進する。また、被災地域の特性等を踏まえ、よりよい地域社会を目指した復旧・復興対策を推進する。
市 民	<ul style="list-style-type: none"> ① 建築物その他の工作物の耐震性及び耐火性を確保する。 ② 日頃から出火防止対策を図り、消火器、住宅用火災警報器、感震ブレーカー等の住宅用防災機器を準備する。 ③ 家具類の転倒・落下・移動防止や窓ガラス等の落下防止対策を図る。 ④ ブロック塀の点検補修など、家の外部の安全対策を図る。 ⑤ 水（1日一人3ℓ目安）、食料、医薬品、携帯ラジオなど非常持出品や携帯トイレ・簡易トイレを準備する。 ⑥ 災害が発生した場合の家族の役割分担、避難や連絡方法を確認する。 ⑦ 買い物や片付けなど日頃の暮らしの中でできる災害への備えを行う。 ⑧ 自転車を安全に利用するための、適切な点検整備を行う。 ⑨ 在宅避難に向けた食品や生活用品を備える日常備蓄を行う（最低3日間分、推奨1週間分）。 ⑩ 保険・共済等の生活再建に向けた事前の備え等の家庭での予防・安全対策を図る。 ⑪ 市が行う防災訓練や防災事業に積極的に参加する。 ⑫ 町内会や自治会などが行う、地域の相互協力体制の構築に協力する。 ⑬ 避難行動要支援者がいる家庭では、個別避難計画の作成や「個別避難計画」情報の避難支援等関係者への事前提供についての同意等、円滑かつ迅速な避難に備える。 ⑭ 災害時に備え、避難施設、避難場所及び避難経路等の確認・点検、適切な情報収集方法の確認を行う。 ⑮ 過去の災害から得られた教訓の伝承等により防災に寄与するよう努める。

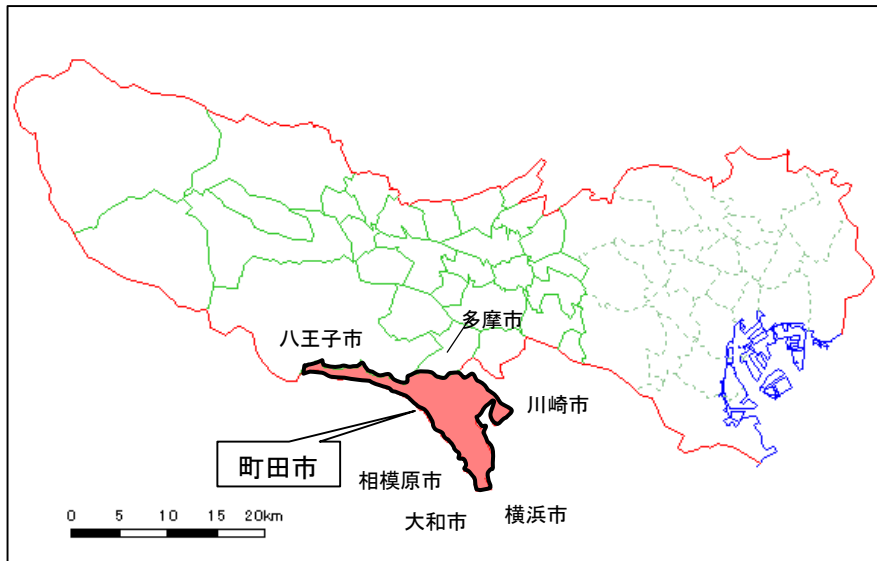
機 関 の 名 称	責 務
地 域 組 織 (自主防災組織、 組織未結成の町内 会・自治会及びマ ンション管理組合 等)	① 防災に関する知識の普及や出火防止の徹底を図る。 ② 初期消火、救出救助、応急救護、避難など各種訓練を実施する。 ③ 消火、救助、炊出資器材等の整備・保守及び携帯トイレ・簡易トイレ等の備蓄を行う。 ④ 地域内の危険箇所を点検・把握し、地域住民に周知する。 ⑤ 地域内の避難行動要支援者を把握し、避難行動要支援者の個別避難計画作成等の災害時の支援体制を整備する。 ⑥ 行政や地域内の企業・事業所との連携・協力体制を整備する。 ⑦ マンション居住者に対して、エレベーターやトイレ等が使用不可となることを踏まえた自助の備えや、防災計画の作成・訓練の実施など共助の取組について周知・推進する。
事 業 所 (法人組織等)	① 帰宅困難者対策に係る「大規模な集客施設や駅等における帰宅困難者対策ガイドライン」を参考に、利用者の保護に係る計画を作成し、あらかじめ事業所防災計画や事業継続計画(BCP)等の計画に反映する(その際、可能であれば、他の企業等との連携、行政機関との連携、地域における帰宅困難者等対策の取組への参加等についても計画に明記)。 ② 社屋内外の安全化、防災資器材や水、食料等の非常用品の備蓄(従業員の3日分が目安)等、従業員や顧客の安全確保対策、安否確認体制を整備する。 ③ 災害時等に短時間で重要な機能を再開し、事業を継続するために事前に準備しておく対応方針に係る計画、いわゆる、重要業務継続のための事業継続計画(BCP)を策定し、事業活動拠点である事務所、工場等の耐震化の推進、事業のバックアップのシステムやオフィスの確保、災害に即応した要員の確保、迅速な安否確認などの事前対策を推進する。 ④ 地震発生時における施設の利用者等の安全確保や機械の停止等により被害の拡大防止を図るため、緊急地震速報受信装置等の積極的活用を図るよう努める。 ⑤ 組織力を活用した地域活動への参加、帰宅困難者対策の確立など地域社会の安全性向上対策に努める。 ⑥ 要配慮者利用施設においては、介護保険法関係法令等に基づき自然災害からの避難を含む非常災害に関する具体的計画を作成する。 ⑦ 町田商工会議所等の横断的組織を通じた災害時の地域貢献を促進する。

第3節 市の概況

第1 自然的条件

1 位置及び地勢

町田市は、都心から南西30～40キロメートルの東京都の南西端に位置し、半島状に神奈川県と境を接している。市の位置及び地勢は、次のとおりある。



市面積	71.55km ²	
市方位 (緯度経度)	極東	東経：139度31分
	極西	東経：139度16分
	極南	北緯：35度30分
	極北	北緯：35度37分
広ぼう	東西	22.3km
	南北	13.2km
海拔	最高	364m (草戸山)
	最低	27m (三輪地区)
町田市庁舎位置	地名	森野2丁目2番22号
	緯度	北緯：35度33分
	経度	東経：139度26分
	海拔	81.380m
隣接市	東	川崎市
	西	相模原市
	南	横浜市、大和市
	北	八王子市、多摩市

2 地形、地質

(1) 地形

本市は、多摩丘陵の南西部と相模原台地の境界に位置しており、北部から東部にかけて多摩丘陵、南西部から南部にかけて相模原台地が分布している。

多摩丘陵は、鶴見川・恩田川などの河川による浸食が進み、谷底平野の上流には多数の開析谷（浸食作用によって削られた谷状の地形）が樹枝状に発達し、起伏の多い地形となっている。一方、相模原台地は、比較的平坦で北西から南部にかけて緩やかに傾斜しており、立川面、武蔵野面から成る段丘地形が形成されている。本市と神奈川県との県境付近は、境川による谷底平野が形成されている。

また本市は、昭和30年代頃から首都圏のベッドタウン的要素の宅地開発が進み、多摩丘陵の一部は、開析谷を切土・盛土により造成した人工改変が行われている。

(2) 地質

多摩丘陵は中期更新世の上総層群により形成されており、相模原台地は後期更新世の新規ローム層（立川ローム、武蔵野ローム）より覆われている。鶴見川、恩田川、境川などの河川により形成された谷底平野では、河川氾濫堆積物による比較的軟弱な地盤が形成されている。

※資料編 参照

3 気象

2018年（平成30年）～2022年（令和4年）の気象データを整理した。

なお、本市域内には、気象台の観測所がないことから、降水量は、直近の観測所である相模原中央地域雨量観測所（降水量のみ観測）、気温は八王子地域気象観測所と横浜地方気象台のデータを整理した。

降水量の平年値を通してみると特に7～10月は200mmを超えており、前線や台風の通過等による大雨が観測される場合が多い。

気象概況（2018年（平成30年）1月～2022（令和4年）年12月）（平年値）

■降水量（単位：mm）

観測所	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	総降水量
相模原中央	48.7	35.5	167.7	177.6	126	173.7	221.3	204.4	278.2	255.4	70.7	55.8	1815

■気温（単位：℃）

観測所	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	年平均
八王子	3.6	5.2	10.1	13.8	18.7	22.1	25.5	27.5	23.0	17.1	12.2	6.2	15.4
横浜	6.3	7.5	11.7	15.0	19.6	22.6	26.0	28.1	24.1	18.8	14.6	8.9	16.9

（出典：気象庁HP 過去の気象データ検索）

4 市内の河川

本市は、境川、鶴見川の上流域にあたる。

境川は、相模原市緑区川尻の城山湖付近に源を発し、本市と相模原市との境を流れ相模湾へ流入する幹線流路延長約 52km の二級河川である。

鶴見川は、上小山田町を源流として本市と横浜市及び川崎市を流れて東京湾に注ぐ幹線流路延長約 43km の一級河川である。また、鶴見川の支流である恩田川と真光寺川の源流があり、恩田川は、本町田付近を源流として横浜市緑区で鶴見川と合流し、真光寺川は、真光寺町付近を源流として川崎市麻生区で鶴見川と合流する。鶴見川の支流にはこの他に、本市と川崎市麻生区との都県境を流れる麻生川があり、鶴川駅の下流で鶴見川と合流する。

第2 社会的条件

本項に示す内容は、特に出典を記すものを除いては、「第 56 号町田市統計書」によるものとする。

1 人口・産業

(1) 人口

本市の人口は、2022年（令和4年）1月現在で43万385人であり、うち外国籍を有する人は7,259人である。また、人口は年0.1～0.5%程度の割合で増加しているが、その増加率は減少傾向にある。人口密度は1km²当たり6,015人で、世帯数は20万2,985世帯（1世帯当たり人口は約2.1人）である。

年齢別の人口ピラミッドをみると、幼年人口（0～14歳）は少なく51,165人、生産年齢人口（15～64歳）が、262,229人と多い。65歳以上の高齢者は116,991人で、高齢化率は27.2%である。

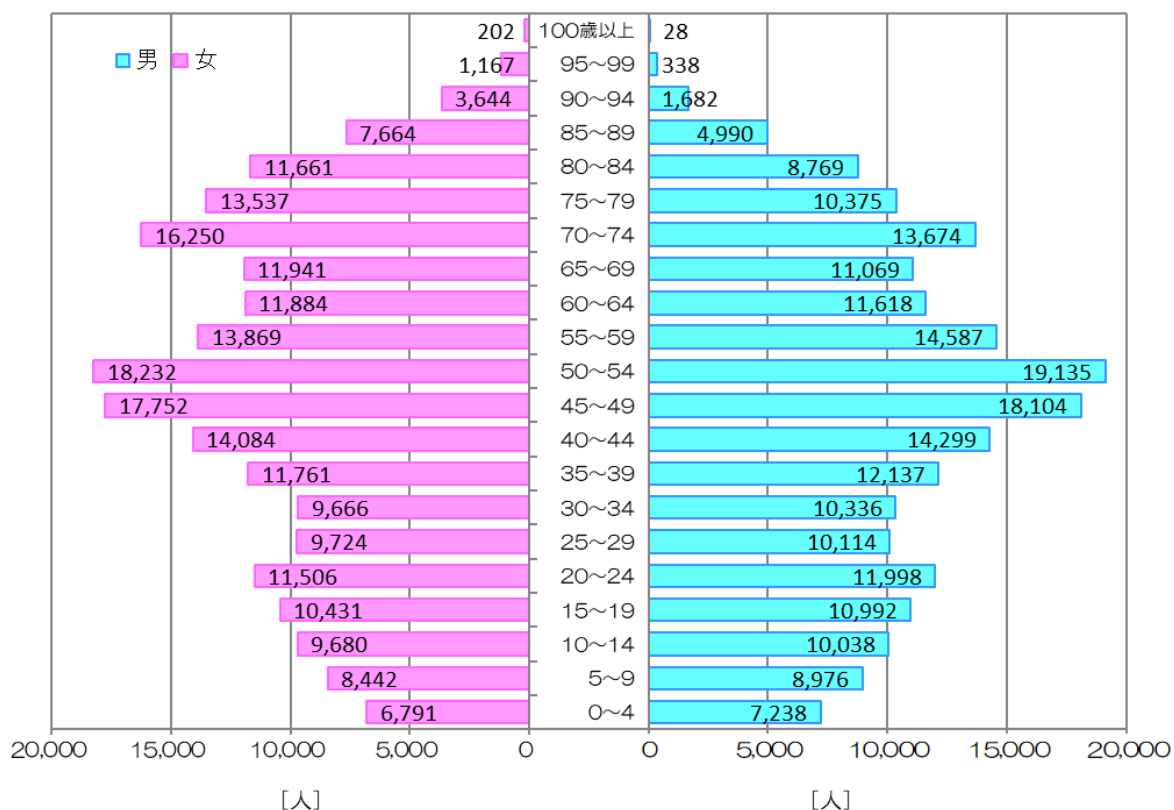
■人口及び人口推移（2022（令和4年）年1月現在）

				人口総数	男	女	世帯数
人口	総数			430,385	210,497	219,888	202,985
	上記のうち外国人			7,259	3,496	3,763	5,402
	人口密度			6,015			
	1世帯当たりの人口			2.1			
人口推移	年次	人口	世帯数	人口（人・%）		世帯数（世帯・%）	
				増加数	増加率	増加数	増加率
	2018年	428,742	194,121	170	0.04	1,801	0.94
	2019年	428,685	195,643	△57	△0.01	1,522	0.78
	2020年	428,821	197,711	136	0.03	2,068	1.06
	2021年	429,152	200,182	331	0.08	2,471	1.25
2022年	430,385	202,985	1,233	0.29	2,803	1.40	

※外国人人口を含む

（出典：第 56 号 町田市統計書）

■人口ピラミッド（2022年（令和4年）1月現在）



人口ピラミッド

（出典：第56号 町田市統計書の数値を基に作成）

(2) 産業

2021年（令和3年）の町田市の事業所数は、経済センサス（活動調査）によると11,877所で、2016年（平成28年）の12,721所と比較すると、微減となっている。産業別に見ると、事業所数構成比は、「卸売・小売業」が23.0%で第1位、続いて「医療、福祉」12.1%、「宿泊業、飲食サービス業」10.4%、「建設業」9.5%、「不動産業、物品賃貸業」及び「生活関連サービス業、娯楽業」8.9%となっている。従業員規模別で見ると、従業者数10人未満の事業所が7割を占めており、市内産業において小規模事業所が目立っている。

■産業別事業所数

区 分	事業所数 (活動調査)		
	調査年月 2021年6月 (2023年6月27日公開)		
	実数	構成比(%)	順位
全産業	11,877		
農業, 林業	33	0.3%	16
漁業	0	0.0%	18
鉱業, 採石業, 砂利採取業	0	0.0%	18
建設業	1,125	9.5%	4
製造業	419	3.5%	10
電気・ガス・熱供給・水道業	7	0.1%	17
情報通信業	247	2.1%	11
運輸業, 郵便業	167	1.4%	13
卸売業, 小売業	2,728	23.0%	1
金融業, 保険業	202	1.7%	12
不動産業, 物品賃貸業	1,057	8.9%	5
学術研究, 専門・技術サービス業	749	6.3%	7
宿泊業, 飲食サービス業	1,231	10.4%	3
生活関連サービス業, 娯楽業	1,057	8.9%	5
教育, 学習支援業	692	5.8%	8
医療, 福祉	1,440	12.1%	2
複合サービス事業	42	0.4%	15
サービス業(他に分類されないもの)	628	5.3%	9
公務(他に分類されるものを除く)	53	0.4%	14

(出典：令和3年経済センサス - 活動調査)

■産業別の従業者規模別事業所数の割合(2021年(令和3年)6月現在)

区分	卸売業、小売業		医療、福祉		宿泊業、 飲食サービス業		建設業		その他	
	実数	構成比 (%)	実数	構成比 (%)	実数	構成比 (%)	実数	構成比 (%)	実数	構成比 (%)
総数	2,728	100.0%	1,440	100.0%	1,231	100.0%	1,125	100.0%	5,353	100.0%
1~4人	1,255	46.0%	407	28.3%	507	41.2%	674	59.9%	3,323	62.1%
~9人	636	23.3%	382	26.5%	228	18.5%	275	24.4%	856	16.0%
~19人	447	16.4%	311	21.6%	231	18.8%	113	10.0%	494	9.2%
~29人	184	6.7%	110	7.6%	152	12.3%	33	2.9%	209	3.9%
~49人	108	4.0%	123	8.5%	73	5.9%	18	1.6%	210	3.9%
~99人	50	1.8%	56	3.9%	30	2.4%	6	0.5%	143	2.7%
100人以上	28	1.0%	47	3.3%	8	0.6%	4	0.4%	96	1.8%
出向・派遣従業者のみ	20	0.7%	4	0.3%	2	0.2%	2	0.2%	22	0.4%

(出典：令和3年経済センサス - 活動調査)

2 交通

広域道路網は、都心から放射線状に国道 246 号と東名高速道路が市の南東部を通過し、環状線として国道 16 号が市の西部から南部にかけて通過する。また、隣接市町を結ぶ主要路線である都道は、町田街道、鎌倉街道、鶴川街道、南多摩尾根幹線道路、芝溝街道、成瀬街道、多摩ニュータウン通りがあり、それぞれ整備が進められている。都市計画道路は、53 路線、総延長約 156.020km が都市計画決定され、完成延長は 98.9km の整備状況である（2022 年（令和 4 年）3 月末時点）。

鉄道網は、北部を京王相模原線、中部を小田急小田原線、南部を東急田園都市線がほぼ東西に横断し、それらを北西～南東方向に縦断する JR 東日本横浜線が連絡する。

市内の主要な駅

小田急 (小田原線)	町田駅、玉川学園前駅、鶴川駅
東急 (田園都市線)	南町田グランベリーパーク駅、すすかけ台駅、つくし野駅
JR東日本 (横浜線)	成瀬駅、町田駅、相原駅
京王 (相模原線)	多摩境駅

3 建物

2022 年（令和 4 年）1 月現在の固定資産データによると、建物の総数は 118,691 棟で、そのうち木造建物が約 8 割を占め、面積あたり平均では、約 17 棟/ha となる。また、延床面積は約 2,124 万㎡で、そのうち木造が半分を占め、1 棟あたり平均では約 179 ㎡となる。

■建物構造別棟数・延床面積

建物構造	棟数 (棟)	延床面積 (㎡)	1 棟あたり延床面積 (㎡/棟)
課税建物（木造）	91,103	10,116,468	111.04
課税建物（非木造）	25,316	9,378,439	370.46
非課税建物	1,477	1,723,924	1167.18
免税点以下の建物	795	24,238	30.49
総数	118,691	21,243,069	178.98

（出典：第 56 号 町田市統計書）

第1章 総則
第3節 市の概況

用途別では、住宅系（一般住宅・併用住宅・集合住宅等）105,204 棟、サービス系（小売店・飲食店・大規模店舗・業務施設等）3,044 棟、工業系（工場等）1,430 棟で、住宅系が全建物の88.6%を占める。

■用途別棟数

用途	棟数(棟)	割合(%)
住宅系	105,204	88.6%
サービス系	3,044	2.6%
工業系	1,430	1.2%
その他	6,741	5.7%
非課税建物	1,477	1.2%
免税点以下の建物	795	0.7%
総数	118,691	100.0%

(出典：第56号 町田市統計書)

市は従来から不燃化促進事業、市街地再開発事業、防火地域の指定等による個々の建築物の規制、誘導等を通じ、都市防火構造化の施策を実施してきたが、市街地の不燃化は依然として重要課題として残されている。

市域における不燃化の状況は以下のとおりである。

■不燃化率の推移（各年1月1日現在）

年次	不燃化率(%)
2018年(平成30年)	48.20
2019年(平成31年)	48.01
2020年(令和2年)	47.87
2021年(令和3年)	47.49
2022年(令和4年)	48.06

※建物不燃化率＝非木造建物床面積/総建物床面積×100

(出典：「東京都統計年鑑」東京都総務局統計部をもとに作成)

4 林野

市内には832haの山林が存在しており、地目別土地面積における山林の比率は13.0%となっている。

■地目別土地利用面積（2022年(令和4年)1月1日現在）

宅地	田	畑	山林	雑種地	その他	計
48.2%	1.1%	8.4%	13.0%	6.0%	23.3%	100%
3,101ha	71ha	542ha	832ha	383ha	1,495ha	6,424ha

※2015年度(平成27年度)より集計方法の変更により、総面積は行政面積と異なる。

(出典：第56号 町田市統計書)

5 河川及び下水道の整備概況

(1) 河川の整備状況

市内の河川の多くは、市街地に囲まれた丘陵地を流れるという特性から、周辺緑地と河川を一体的な環境資源として整備が進められているほか、境川と鶴見川は、総合治水対策特定河川として位置付けられ、河川整備の促進とともに、流域の開発計画、土地利用計画等と有機的な連携、調整を図り治水対策を実施している。

また、浸水被害防止のための対策を推進し、公共の福祉の確保に資することを目的として制定された「特定都市河川浸水被害対策法」（2004年（平成16年）5月施行）に基づき、2005年（平成17年）4月1日に全国に先駆けて鶴見川流域が、2014年（平成26年）6月1日に境川流域が『特定都市河川流域』に指定されている。

『特定都市河川流域』に指定されると河川管理者、下水道管理者及び流域の地方公共団体は、近年全国で多発する集中豪雨の発生なども踏まえ、新たに「流域水害対策計画」（鶴見川流域水害対策計画は2007年（平成19年）3月策定。境川流域水害対策計画は策定中）を共同で策定し、連携は強化され、更に安全性を高める有効かつ効率的な浸水被害対策（河川改修、下水道整備、雨水貯留浸透施設整備等）を着実に実施することになる。

(2) 下水道の整備状況

近年の急激な都市化の進展は、都市からの雨水の浸透域を減少させ、流域が持っていた保水・遊水機能を低下させている。その結果、都市の雨水流出形態が変わり、雨水が河川や下水道へ短時間に大量に集中し、「都市型水害」といわれる水害が頻発するようになった。このような浸水被害は、下水道未普及地域だけでなく、普及地域においても発生するようになってきている。下水道は、このような状況を解消して災害から住民の生命・身体・財産を守り、都市生活や都市機能を安全に保持していく役割を担っている。

多摩地域の多くの自治体は、多摩川流域で東京都が整備・維持管理している「流域下水道」で下水を処理しているが、町田市は地理的条件で「流域下水道」への接続が困難なことなどから、大部分で「単独公共下水道」を選択し、町田市単独で2箇所の下水処理場と1箇所のポンプ場を整備・維持管理し、下水を処理している。

東京23区等は、汚水と雨水を同一の下水道管で排除する「合流式下水道」を採用しているが、町田市では、「汚水管と雨水管を分けることで、河川や海への汚水の流出が発生しない」、「雨水の流入がないので汚水処理のみを考えればよく、下水処理場の規模が小さくて済む」という理由により、「分流式下水道」を採用している。

町田市の下水道事業は、1964年度（昭和39年度）に事業認可を取得し、住環境の改善と水質向上を目的に下水道の整備を進め、2013年度（平成25年度）末には市街化区域の汚水管整備が概ね完了し、2017年度（平成29年度）からは、「町田市公共用水域水質改善10ヵ年計画」に基づいて市街化調整区域の一部を事業計画区域とし、下水道整備を進めている。

町田市の下水道区域は、町田処理区、鶴川処理区及び流域関連処理区等に区分されている。町田処理区は成瀬クリーンセンター、鶴川処理区は鶴見川クリーンセンターで下水を処理している。また、流域関連処理区等は、東京都流域下水道の南多摩水再生センターで小山ヶ丘地区の下水が処理され、この他に横浜市及び川崎市に下水処理を委託している地区がある。

町田市の2022年度（令和4年度）末の下水道普及率は、水洗化率が99.4%、雨水管の面積整備率が37.6%となっており、今後とも効率的かつ計画的に整備を進めていく。

6 危険物施設等

大規模事故を引き起こす可能性がある施設として、危険物、高圧ガス、火薬類、毒物・劇物、放射線施設等が挙げられ、市域には合計で771箇所存在する。

施設名称	箇所数
危険物施設	280
高圧ガス施設	274
火薬類施設	1
毒物・劇物施設	205
放射線等使用施設	11

第4節 被害想定

本節では、地震・風水害その他の災害により、市域にどのような被害が及ぼされるか、その危険性について示す。

第1 地震被害の想定

1 被害想定概要

地震による被害の発生様や被害程度の予測並びに地域危険度を把握しておくことは、震災対策を効果的に推進するうえで、極めて重要である。町田市における地震被害想定は、東京都防災会議が2022年（令和4年）5月に策定・発表した「首都直下地震等による東京の被害想定」に基づくものとし、これを計画策定の前提条件とする。

【東京都の被害想定策定の経緯】

東京都防災会議は、平成3年には関東地震の再来を想定した被害想定を、平成9年8月に、「東京における直下地震の被害想定に関する調査報告書」を公表した。

また、東京の都市構造が大きく変化したことや国が初めて首都直下地震の被害想定を平成17年2月に公表したことなどから、平成18年5月、「首都直下地震による東京の被害想定」を決定した。

さらに、平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震を踏まえ、平成24年4月、「首都直下地震等による東京の被害想定」を決定した。

前回被害想定から約10年が経過するなか、住宅の耐震化や不燃化対策などの取組の進展や高齢化や単身世帯の増加など都内人口構造の変化、南海トラフ巨大地震の発生確率の上昇など、東京を取り巻く環境が変化している。

このため、客観的なデータや最新の科学的知見に基づき被害想定の見直しを行い、令和4年5月、「首都直下地震等による東京の被害想定」を決定した。

なお、現在の科学的知見では、客観的に定量化できる事項に限られるため、今回の被害想定では、過去の大規模地震において家庭や地域で実際に発生した被害様相等も参考としつつ、首都直下地震等の発生時に起こり得る事象について、定量的に示すことが困難な事項についても、定性的な被害シナリオとして新たに示した。

(1) 被害想定前提

今回、都において想定されている被害想定前提は次のとおりである。

① 想定する地震

東京都防災会議は、以下に示す4つの種類の地震のパターンを想定している。

項目	内容			
想定地震	都心南部直下地震	多摩東部直下地震	大正関東地震	立川断層帯地震
規模	マグニチュード（以下「M」と表記する。） 7.3		M8クラス	M7.4
震源	東京都23区南部	東京都多摩地域	神奈川県西部	東京都多摩地域
震源の深さ	約49km	約45km	約11km	約17km
発生確率	今後30年以内70% （南関東地域におけるM7クラスの確率）		今後30年以内 0～6% （180年から590年の発生間隔）	今後30年以内 0.5～2%

② 気象条件等

季節・時刻・風速	想定される災害
冬・早朝5時 風速 4m/s 8m/s	<ul style="list-style-type: none"> ○ 阪神・淡路大震災と同じ発生時間帯 ○ 多くの人々が自宅で就寝中に被災するため、家屋倒壊による死者が発生する危険性が高い。 ○ オフィスや繁華街の屋内外滞留者や、鉄道・道路利用者は少ない。
冬・昼12時 風速 4m/s 8m/s	<ul style="list-style-type: none"> ○ オフィス、繁華街、映画館、テーマパーク等に多数の滞留者が集中しており、店舗等の倒壊、看板等の落下物等による被害の危険性が高い。 ○ 外出者が多い時間帯であり、帰宅困難者数も最多となる。 ○ 住宅内滞留者数は1日の中で最も少なく、老朽木造家屋の倒壊による死者数は朝夕と比較して少ない。
冬・夕18時 風速 4m/s 8m/s	<ul style="list-style-type: none"> ○ 火気器具利用が最も多いと考えられる時間帯で、これらを原因とする出火数が最も多くなる。 ○ オフィスや繁華街周辺、ターミナル駅では、帰宅や飲食のため滞留者が多数存在する。 ○ ビル倒壊や看板等の落下物等により被災する危険性が高い。 ○ 鉄道、道路はほぼラッシュ時に近い状況で人的被害や交通機能支障による影響が大きい。

(2) 本市の地震防災対策の主軸となる被害想定

東京都は「首都直下地震等による東京の被害想定」上で4パターンの地震の型を想定している。(1) 被害想定的前提 ① 想定する地震・参照)

これらの地震の発生確率や頻度を比較すると、都心南部直下地震並びに、本市に大きな影響を与える多摩東部直下地震は、今後30年以内に発生する確率が70%と可能性が高く、対策が急務といえる。

そこで、本市の地震防災対策は、東京都の被害想定の中の4つの地震の型の中で、市域に与える被害が最も大きく、かつ切迫性の高い「多摩東部直下地震(M7.3)」の被害想定を軸として、計画の検討を行っていくこととする。

(3) 多摩東部直下地震(M7.3)による市域の被害想定結果の概要

本市の、多摩東部直下地震(M7.3)による被害想定結果の概要は以下のとおりである。

- ① 想定地震による本市の震度は、市域の北～中央にかけて震度6強、市南部で震度6弱を示す。
- ② 建物の全壊棟数は、1,718棟である。原因は、ゆれによるものが大部分である。
- ③ 火災延焼による焼失棟数は、冬夕方・風速8m/sでは2,655棟(ゆれ等による倒壊建物との重複を除いた場合は、2,605棟)である。
- ④ 死者の数は、冬早朝・風速8m/sで121人である。また、負傷者の数は、冬早朝・風速8m/sで2,434人である。
- ⑤ 死者及び負傷者の主な原因は、ゆれによる建物被害、屋内収容物及び火災である。
- ⑥ 避難人口は、冬夕方・風速8m/sでは58,411人である。
- ⑦ 閉じ込めにつながり得るエレベーターの停止台数は、冬夕方・風速8m/sでは327台である。
- ⑧ 町田駅周辺の滞留者は37,604人であり、その中でも屋外に滞留すると見られる人数は6,066人である。(第3章第11節第1参照)

- ⑨ 冬夕方・風速 8m/s では停電率が 5.9%、固定電話不通率が 2.4%となる。また、上水道断水率が 17.9%、下水道管きよ被害率が 4.9%、ガス供給停止率が 0.1%である。
- ⑩ 震災廃棄物の量は、冬夕方・風速 8m/s では重量 70 万トンである。

■町田市の被害想定結果一覧（出典：首都直下地震等による東京の被害想定報告書）

地震の種類		多摩東部直下		都心南部直下		大正関東		立川断層帯			
マグニチュード		M7.3		M7.3		M8クラス		M7.4			
風速		8m/s	4m/s	8m/s	4m/s	8m/s	4m/s	8m/s	4m/s		
夜間人口（人）		431,079									
昼間人口（人）		396,333									
面積（km ² ）		71.6									
震度別面積率（%）	5強以下	0.0		4.0		0.9		56.0			
	6弱	56.1		87.3		75.9		44.0			
	6強	43.9		8.6		23.1		0.0			
	7	0.0		0.0		0.0		0.0			
建物棟数（棟）	計	114,216									
	木造	88,360									
	非木造	25,856									
原因別建物全壊棟数（棟）	計	1,718		907		1,378		99			
	ゆれ	1,700		894		1,361		92			
	液状化	2		1		2		1			
	急傾斜地崩壊	17		12		15		6			
原因別建物半壊棟数（棟）	計	7,829		5,676		7,398		1,088			
	ゆれ	7,774		5,637		7,348		1,066			
	液状化	17		11		17		7			
	急傾斜地崩壊	38		27		33		14			
うち、原因別建物大規模半壊棟数	計	1,444		892		1,297		131			
	ゆれ	1,430		883		1,284		126			
	液状化	6		4		6		3			
	急傾斜地崩壊	7		5		7		3			
火災	出火件数	冬・早期	11		6		7		2		
		冬・昼	14		8		9		3		
		冬・夕方	23		12		16		5		
	焼失棟数（棟）	倒壊建物を含む	冬・早期	855	789	404	376	510	471	148	134
			冬・昼	987	912	488	454	625	578	195	178
			冬・夕方	2,655	2,453	832	773	1,161	1,073	333	303
		倒壊建物を含まない	冬・早期	839	775	381	355	497	459	148	134
			冬・昼	969	895	461	428	607	561	195	177
			冬・夕方	2,605	2,407	774	721	1,119	1,034	332	303
	人的被害 死者（人）	計	冬・早期	121	120	64	64	94	93	10	10
冬・昼			67	66	35	34	50	49	7	6	
冬・夕方			121	117	53	52	78	76	11	10	
ゆれ 建物被害		冬・早期	86	86	46	46	72	72	2	2	
		冬・昼	36	36	18	18	30	30	2	2	
		冬・夕方	54	54	29	29	46	46	1	1	
屋内収容物		冬・早期	12	12	7	7	7	7	4	4	
		冬・昼	8	8	5	5	5	5	0	0	
		冬・夕方	9	9	5	5	5	5	3	3	
急傾斜地崩壊		冬・早期	2	2	1	1	1	1	1	1	
		冬・昼	1	1	1	1	1	1	0	0	
		冬・夕方	1	1	1	1	1	1	0	0	
火災		冬・早期	21	20	10	9	13	12	4	3	
		冬・昼	20	19	10	9	13	12	4	4	
		冬・夕方	54	50	17	16	24	22	7	6	
津波		冬・早期	—	—	—	—	0	0	—	—	
		冬・昼	—	—	—	—	0	0	—	—	
		冬・夕方	—	—	—	—	0	0	—	—	
ブロック塀等	冬・早期	0	0	0	0	0	0	0	0		
	冬・昼	2	2	1	1	1	1	0	0		
	冬・夕方	3	3	2	2	3	3	0	0		
屋外落下物	冬・早期	0	0	0	0	0	0	0	0		
	冬・昼	0	0	0	0	0	0	0	0		
	冬・夕方	0	0	0	0	0	0	0	0		

※小数点以下の四捨五入により合計は合わないことがある。

第1章 総則
第4節 被害想定

地震の種類		多摩東部直下		都心南部直下		大正関東		立川断層帯							
マグニチュード		M7.3		M7.3		M8クラス		M7.4							
風速		8m/s	4m/s	8m/s	4m/s	8m/s	4m/s	8m/s	4m/s						
人的被害	負傷者(人)	計	冬・早期	2,434	2,426	1,540	1,539	2,131	2,129	259	259				
			冬・昼	1,786	1,779	1,007	1,007	1,482	1,481	161	160				
			冬・夕方	2,126	2,108	1,199	1,194	1,729	1,721	192	192				
			ゆれ 建物被害	冬・早期	2,129	2,129	1,377	1,377	1,962	1,962	207	207			
				冬・昼	1,487	1,487	854	854	1,308	1,308	124	124			
				冬・夕方	1,609	1,609	992	992	1,453	1,453	145	145			
			屋内収容物	冬・早期	247	247	142	142	142	142	45	45			
				冬・昼	187	187	108	108	107	107	29	29			
				冬・夕方	185	185	107	107	106	106	34	34			
			急傾斜地崩壊	冬・早期	2	2	1	1	2	2	1	1			
				冬・昼	1	1	1	1	1	1	0	0			
				冬・夕方	1	1	1	1	1	1	1	1			
			火災	冬・早期	51	44	17	16	21	20	6	6			
				冬・昼	56	49	17	16	21	20	7	6			
				冬・夕方	211	193	40	35	72	64	11	11			
			ブロック塀等	冬・早期	5	5	2	2	4	4	0	0			
				冬・昼	54	54	27	27	44	44	1	1			
				冬・夕方	120	120	60	60	97	97	1	1			
			屋外落下物	冬・早期	0	0	0	0	0	0	0	0			
				冬・昼	0	0	0	0	0	0	0	0			
				冬・夕方	0	0	0	0	0	0	0	0			
			うち重傷者	計	冬・早期	210	208	105	105	161	161	12	12		
					冬・昼	185	183	87	87	139	138	8	8		
					冬・夕方	257	252	110	109	177	175	11	11		
					ゆれ 建物被害	冬・早期	138	138	67	67	122	122	1	1	
						冬・昼	107	107	48	48	92	92	6	6	
						冬・夕方	110	110	52	52	96	96	1	1	
					屋内収容物	冬・早期	55	55	31	31	31	31	8	8	
						冬・昼	41	41	23	23	23	23	0	0	
						冬・夕方	40	40	23	23	23	23	6	6	
					急傾斜地崩壊	冬・早期	1	1	1	1	1	1	0	0	
						冬・昼	1	1	0	0	0	0	0	0	
						冬・夕方	1	1	0	0	1	1	0	0	
					火災	冬・早期	14	12	5	5	6	6	2	2	
						冬・昼	16	14	5	5	6	6	2	2	
						冬・夕方	59	54	11	10	20	18	3	3	
					ブロック塀等	冬・早期	2	2	1	1	2	2	0	0	
						冬・昼	21	21	11	11	17	17	0	0	
						冬・夕方	47	47	23	23	38	38	0	0	
					屋外落下物	冬・早期	0	0	0	0	0	0	0	0	
						冬・昼	0	0	0	0	0	0	0	0	
						冬・夕方	0	0	0	0	0	0	0	0	
					要配慮者 死者数(人)		冬・早期	83	82	44	44	64	63	7	7
							冬・昼	46	45	24	23	34	34	5	4
							冬・夕方	83	80	36	36	54	52	7	7
					避難者数(人)		冬・早期	52,061	51,830	29,215	29,109	40,627	40,486	7,215	7,164
							冬・昼	52,541	52,264	29,523	29,396	41,042	40,872	7,392	7,326
							冬・夕方	58,411	57,700	30,782	30,566	42,973	42,656	7,909	7,798
					帰宅困難者数(人)		計		42,606						
					都内滞留者数(人)	屋内被災者	計	354,376							
							学校	153,418							
							業務	73,312							
						屋外被災者	計	80,106							
							私用	28,971							
							不明	28,761							
						待機人口	計	210							
							自宅	160,840							
							移動開始前	24,511							
							移動なし	38,879							
					滞留場所不明人口		97,450								
							11,147								
					閉じ込めにつながり得るエレベーター停止台数(台)		冬・早期	319	319	277	276	301	301	164	164
							冬・昼	327	319	277	277	302	302	165	164
							冬・夕方	327	326	279	278	304	304	165	165
					自力脱出困難者数(人)		冬・早期	729		374		580		37	
							冬・昼	558		269		436		23	
							冬・夕方	570		285		450		26	

※小数点以下の四捨五入により合計は合わないことがある。

地震の種類		多摩東部直下		都心南部直下		大正関東		立川断層帯			
マグニチュード		M7.3		M7.3		M8クラス		M7.4			
風速		8m/s	4m/s	8m/s	4m/s	8m/s	4m/s	8m/s	4m/s		
災害廃棄物(万t)		冬・早期	66	66	39	39	56	56	7	7	
		冬・昼	66	66	39	39	56	56	7	7	
		冬・夕方	70	70	40	40	58	57	7	7	
ライフライン	電力停電率(%)	冬・早期	4.5	4.5	2.7	2.7	3.7	3.7	0.4	0.4	
		冬・昼	4.6	4.6	2.8	2.8	3.8	3.8	0.5	0.4	
		冬・夕方	5.9	5.8	3.1	3.0	4.2	4.2	0.6	0.6	
	通信不通率(%)	冬・早期	0.9	1.3	0.4	0.7	0.5	0.8	0.1	0.2	
		冬・昼	1.0	0.9	0.5	0.5	0.6	0.6	0.2	0.2	
		冬・夕方	2.4	2.2	0.8	0.7	1.1	1.0	0.3	0.3	
上水道断水率(%)		17.9		9.7		14.7		2.3			
下水道管きよ被害率(%)		4.9		3.4		4.1		1.8			
ガス供給停止率(%)		0.1		0.0		0.0		0.0			
物資需要量	食料(万食)	～3日目	冬・早期	15	15	9	9	13	13	2	2
			冬・昼	15	15	10	10	13	13	2	2
			冬・夕方	19	18	10	10	14	14	2	2
		4～7日目	冬・早期	38	38	22	22	30	30	5	5
			冬・昼	39	38	22	22	31	30	5	5
			冬・夕方	44	43	23	23	32	31	6	6
	飲料水(万L)	～3日目	冬・早期	16		9		13		2	
			冬・昼	16		9		13		2	
			冬・夕方	17		9		13		2	
		4～7日目	冬・早期	31		8		12		2	
			冬・昼	31		8		12		2	
			冬・夕方	31		8		12		2	
毛布(万枚)	必要量	冬・早期	7		4		5		1		
		冬・昼	7		4		5		1		
		冬・夕方	8		4		6		1		

※小数点以下の四捨五入により合計は合わないことがある。

(4) 避難施設への避難人口の想定

当計画における避難施設への避難人口は「首都直下地震等による東京の被害想定」における避難者数を想定する。

「首都直下地震等による東京の被害想定」によると、建物被害に伴い避難する者、ライフライン被害に伴い避難する者、高層階に居住しエレベーター被害に伴い避難する者との関係から避難施設の避難者数を算出している。

町田市における避難者数のピークは発災後4日後～1週間後の58,411人となり、そのうち避難施設への避難者数は38,941人と想定されている。

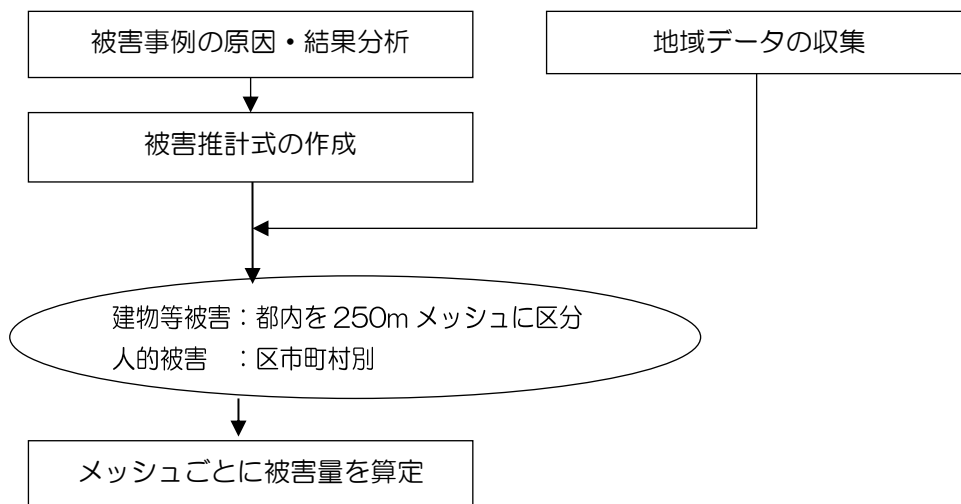
発災後	避難者数	避難所避難者数	避難所外避難者数
1日後	32,769	27,853	4,915
4日～1週間後	58,411	38,941	19,470
1ヶ月後	31,366	9,410	21,956

(5) 想定手法

- ① 被害想定は、概ね以下のようなプロセスで進められている。

過去の地震被害のデータに基づき、被害項目ごとに被害の原因と結果の関係を分析し、被害推計式を作成する。

次に、地域の特性を詳細に分析するために、都内を250m×250mメッシュに区分し（東京都全体で約28,000メッシュ）、各項目につきその地域データを被害推計式に投入して、メッシュごとの被害量を算出する。

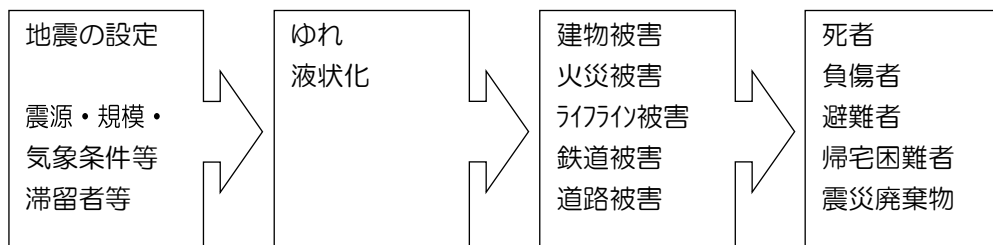


② 各項目の被害の推計は、以下のような関係で行っている。

地域状況をメッシュごとに調査分類した後、それぞれに想定地震のゆれを加え、地盤のゆれやそれに伴う液状化を推計する。

次に、ゆれによる被害と液状化による被害に分けて、建物被害、火災被害、ライフライン被害、交通被害等を推計する。

さらに、建物被害、火災被害等から死傷者数等を推計し、建物被害、火災被害、ライフライン被害等からは避難者数を、滞留者等からは帰宅困難者数を推計する。



2 地震の種類

地震は、その発生機構の違いから、①プレート境界付近で発生する「海溝型地震（プレート境界型地震）」、②陸域のプレート深部で発生する「内陸型地震（プレート内地震）」の2つに大別することができる。

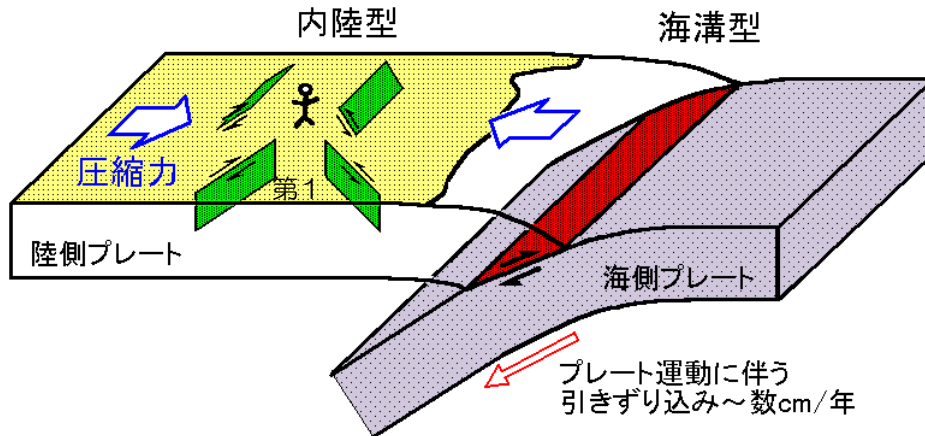
このうち、東京都を含め南関東地域に被害を及ぼすおそれのある地震は、主に相模湾から房総半島南東沖にかけてのプレート境界付近で発生する海溝型地震と、活断層の活動による内陸型地震である。

首都東京の直下では、陸側のプレートの下に、東から太平洋プレートが、南からフィリピン海プレートが沈み込んでおり、これらのプレート境界では、プレート先端が跳ね上がることでマグニチュード8クラスの海溝型地震が発生する可能性がある。

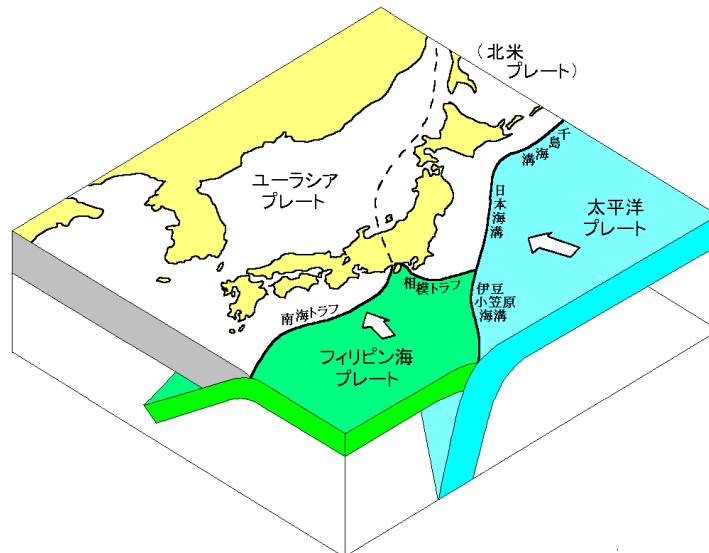
南関東では、200～300年間隔で発生する関東大震災クラスの地震の間に、マグニチュード7クラスの直下型地震が数回発生すると想定されている。

さらに、東京は、都市機能を支える電力のほか、食料や生活必需品など多くの物資を他の地域に依存しており、東日本大震災のように、首都圏以外で発生した地震災害によって、電力供給停止や物流の途絶などの連鎖的被害が引き起こされることも懸念される。

■海溝型地震と内陸型地震の模式図



■日本周辺のプレート



■地震の種類と地震例

地震の種類	具体的な地震例
首都直下地震	都心南部直下地震、多摩東部直下地震 など
海溝型地震	大正関東地震、南海トラフ巨大地震 など
活断層で発生する地震	立川断層帯地震 など

3 地震災害の履歴及び周辺の活断層

(1) 地震災害履歴

① 関東地震

本市において記録に残る過去の地震災害で最も大きなものは、1923年（大正12年）9月1日に相模トラフを震源とした関東地震（関東大震災；マグニチュード7.9）であり、関東一円に大きな被害をもたらした。

町田市史によると、関東地震による人的被害は、市全体で53人（死者16、負傷者37）で、南多摩郡の人的被害の70.6%を占めた。このうち旧堺村での被害が17人（死者6、負傷者11）と多かった。これは旧堺村相原付近の集落（谷戸の縁に立地）における山崩れ・崖崩れによ

るものである。

建物被害でみると、町田市全域で家屋の全壊 1,333戸、半壊 2,223戸で、合計3,556戸が被害を受けた。旧町村別にみると、鶴川村で全壊 328戸、半壊 578戸（計 906戸）と最も多く、次いで旧忠生村の全壊 305戸、半壊 539戸（計 844戸）、旧町田村の全壊 264戸、半壊 468戸（計 732戸）等の被害があった。

② 東北地方太平洋沖地震（東日本大震災）

2011年（平成23年）3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震とそれに伴う東日本大震災は、従来の災害の概念に収まらない未曾有の大災害であった。日本の観測史上では最大、世界的に見ても4番目の大きさとなるマグニチュード9を記録した巨大地震であり、面的に見ても、東北から関東地方に至る東日本の太平洋岸全体にわたる広範な範囲に甚大な被害を及ぼした。巨大地震が引き起こした大津波は、一部で遡上高約40mの高さに達し、東北地方を中心とする太平洋岸の地域に襲いかかり、沿岸部に壊滅的な被害をもたらした。

想定外の大きさの津波に襲われた福島第一原子力発電所では、電源設備が破壊され、冷却機能の喪失に伴う炉心溶融、建屋の水素爆発などの大事故が引き起こされた。この結果、放射性物質が広範な地域に拡散し、大量の避難者や放射能による土壌汚染、農畜産物への影響など、様々な被害を及ぼした。

震源から遠く離れた都内においても、液状化や大量の帰宅困難者の発生といった直接的な被害に加え、放射性物質の拡散、電力供給不足に伴う計画停電の実施などにより大きな混乱が生じた。また、道路ネットワークの寸断、医薬品や製造業部品等の工場の被災により、物流ネットワークやサプライチェーンが寸断され、都民生活や事業活動に深刻な影響を及ぼした。

町田市における震度は5強、町田市の被害は、死者2人（スーパーの車道スロープの崩壊による）、負傷者11人、106,400軒が停電、一部地域で断水、建物被害については全半壊は無く一部損壊のみ、避難者数は約1,500人であった。

(2) 本市周辺の活断層

本市近郊の主要な活断層として「立川断層帯」が挙げられる。立川断層帯は、都が平成9年度及び10年度に立川断層の調査を実施したほか、文部科学省では平成24年度から3か年で重点的調査観測を実施している。

立川断層帯は、活動度B級の活断層であり、多摩地区の北西－南東方向に延びている。活断層調査の結果によると、立川断層帯の南端部では、西暦約1100年以降、北部では約1800年前に活動したと推定され、平均活動間隔は10,000～15,000年程度と推定される。

立川断層帯で、予想される地震規模及び発生確率は、マグニチュード7.4程度、30年以内発生確率が0.5～2.0%とされているが、平成23年（2011年）東北地方太平洋沖地震に伴い、地震発生確率がさらに高くなっている可能性も懸念される。（出典：「今までに公表した活断層及び海溝型地震の長期評価結果一覧」地震調査研究推進本部、令和5年1月13日）

※ 活断層の活動度とは、活断層の活動の程度をいい、過去の平均変位速度（1,000年あたりの変位量）によってA、B、Cの3ランクに区分したものを。

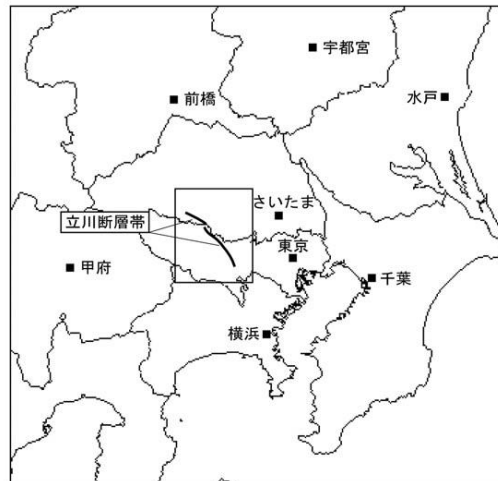
活動度A： $10 > s \geq 1$

活動度B： $1 > s \geq 0.1$

活動度C： $0.1 > s \geq 0.01$

ここで、sは平均変位速度（単位はm/1,000年）

■立川断層帯の概略位置



4 地域危険度

都では東京都震災対策条例に基づき、1975年（昭和50年）11月に第1回（区部）を公表して以来、概ね5年おきに地震に関する地域危険度測定調査を行っており、2022年（令和4年）9月に第9回の結果が公表された。

(1) 目的

地域危険度は、防災都市づくりを進める地域の選定に利用するとともに、都民が住まいの危険性を正しく理解し、地震への備えを進めるために活用する。

公表することで、都民一人ひとりが、住んでいる地域の危険について正しく理解し、日頃からの備えと十分な対策を講じるための周知・啓発を行う。

(2) 調査概要

都内都市計画区域のうちの市街化区域の5,192町丁目について、各地域における地震に対する危険性を把握するための指標としての建物倒壊危険度、火災危険度に加えて、第7回から測定を始めた災害時活動困難係数を加味した総合危険度について1から5までのランクで相対的に評価し、地域の地震に対する危険度を算定している。

① 建物倒壊危険度

建物倒壊危険度は、地震動による建物の倒壊の危険性を評価しており、危険度は地盤と地域にある建物の種類などによって判定している。

- 地盤は、地盤分類により危険性の大小を評価したほか、地盤の液状化の可能性等についても考慮
- 建物については、阪神・淡路大震災等の被害事例も参考にしながら、構造別（木造、鉄筋コンクリート造など）、建築年次別、階数別などに分類し、その耐震性能を評価
- ただし、建物全壊率について、同一の地盤、構造、年代別の建物でも、全て同一ではなく、確率的に分散する仮定で測定

② 火災危険度

火災危険度は、地震による出火と延焼の危険性を測定して、火災の危険性を評価している。

- 出火の危険性は、ガスコンロ、電気ストーブ、化学薬品などの数や使用状況などから

第1章 総則
第4節 被害想定

算定

○ 延焼の危険性は、出火した場合の燃え広がりシミュレーションを実施し、出火点数及び出火点ごとの全焼棟数をもとに算定

③ 災害時活動困難係数

災害時活動困難係数は、災害時活動に有効な空間の多さや、道路ネットワーク密度の高さといった道路基盤などの整備状況から評価している。

④ 総合危険度

総合危険度は、建物倒壊危険量（棟/ha）、火災危険量（棟/ha）を合算し、地域レベルの道路整備状況などから評価した災害時活動困難係数を乗じて、測定している。

(3) 本市における危険度ランク

本市の危険度ランクは、総合危険度では、大部分の町丁目において、相対的に危険度が低いランク1ないし2の評価を得ており、森野3丁目のみがランク3の評価となっている。（危険度のランクは相対評価のため、安全性が向上していても他の町丁目の安全性がより一層向上している場合には、危険な方向にランクが変化している場合がある。）

第2 風水害

1 風水害

大雨や強風等によって生じる、河川の氾濫や道路等の冠水、崖崩れや土石流等の土砂災害、強風による建物や土木構造物の倒壊・損傷、風倒木及び農作物被害などをいう。

近年の水害は、都市部において地表面のほとんどがアスファルトやコンクリートで覆われ、雨水の流出率が増大するとともに、河道又は下水道（雨水管）への流出時間が短くなり、一度に多量の雨水が河川や下水道に集中して生じる都市型水害が深刻化しつつある。また、地下空間を有する建物や地下街への浸水など新たな水害形態もみられるようになってきている。

2 風水害の履歴

本市での風水害の履歴を以下に示す。

本市では昭和 30 年代以降に住宅開発が盛んになり、急激に都市化が進行したが、治水対策が追いつかず昭和 50 年代前半までは、頻繁に水害に見舞われ床下・床上浸水等の被害が大きかった。しかしその後は、着実に治水対策が進み、近年は水害による被害件数は減少している。

1966 年（昭和 41 年）から 2020 年（令和 2 年）までの 54 年間では、140 回の風水害が発生しており、概ね 1 年に 2.6 回の割合で発生していたことになる。月別には、8 月と 9 月が 64 回と際立って多く全体の 45.7%を占める。

月別風水害件数（1966年（昭和41年）～2023年（令和5年））

月	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	計
被害件数	1	0	4	10	10	13	25	34	36	17	4	4	158

過去の大きな被害のあった風水害としては、1966 年（昭和 41 年）の台風 4 号によるものと、1976 年（昭和 51 年）の台風 17 号によるものがあげられる。

1966 年（昭和 41 年）の台風 4 号では、鶴見川・境川流域において、強い雨が降り始め、市内で床上浸水 410 棟、床下浸水 1,502 棟、道路冠水 18 箇所、崖崩れ 35 箇所の被害があった。

1976 年（昭和 51 年）の台風 17 号では、町田での総雨量が 297 mmに達し、鶴見川・恩田川の本・支川沿いの低地の多くが浸水し、床上浸水 123 棟、床下浸水 205 棟、道路冠水 20 箇所、崖崩れが 128 箇所と多くの被害が発生した。

2005 年（平成 17 年）9 月 4 日には、時間最大雨量 96 mmの集中豪雨が発生し、床下浸水 10 棟、道路冠水 27 箇所の被害が生じた。

2008 年（平成 20 年）8 月 29 日～30 日には、総雨量 165mm、時間最大雨量 115mm の集中豪雨が発生し、床上浸水 27 棟、床下浸水 50 棟、土砂崩れ 22 箇所の被害が生じた。

2014 年（平成 26 年）10 月 5 日～6 日には、台風 18 号に伴い、総雨量 319mm の集中豪雨が発生し、管渠被害、斜面崩壊 2 箇所、防災調整池の越水が生じた。

2017 年（平成 29 年）10 月 22 日～23 日には、台風 21 号に伴い、総雨量 365.5mm、時間最大雨量 45.5mm の大雨が発生し、住家一部損壊 3 棟、土砂崩れ 3 箇所の被害が生じた。

2018 年（平成 30 年）7 月 28 日には、台風 12 号に伴い、総雨量 116.5mm、時間最大雨量 27mm の大雨が発生し、住家一部損壊 1 棟、2 箇所で土留め崩壊が生じた。

2019 年（令和元年）9 月 8 日～9 月 9 日の令和元年房総半島台風（台風 15 号）では、総雨量 147mm、時間最大雨量 19.5mmの豪雨が発生し、住家一部損壊 53 棟、道路冠水 3 箇所、倒木 52 箇所、ブロック塀倒壊 1 件等の被害が生じた。同年 10 月 11 日～10 月 12 日の令和元

第1章 総則
第4節 被害想定

年東日本台風（台風19号）では、総雨量452mm、時間最大雨量61mmの豪雨が発生し、住家半壊2棟、住家準半壊1棟（内、床上浸水1棟）、住家一部損壊45棟（内、床上浸水1棟、床下浸水1棟）、道路陥没10箇所、土砂、法面崩れ18箇所、汚水溢水5箇所、倒木20箇所等の被害が生じた。

2023年（令和5年）6月2日～3日の台風第2号では、総雨量296.0mm、時間最大雨量39mmの大雨が発生し、道路冠水5箇所、道路破損7箇所、がけ崩れ4箇所、倒木17箇所等の被害が生じた。

※資料編 参照

3 風水害における危険箇所

2023年度（令和5年度）に把握されている市内での風水害の危険箇所は、水防上注意を要する箇所（洪水）として境川で8箇所、鶴見川で5箇所、水防上注意を要する箇所（工事施工箇所）として、境川で4箇所、鶴見川で2箇所がある。

土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域については、2013年（平成25年）3月から順次、指定・公表され、2019年（平成31年）3月15日をもって全域で区域指定完了となった。土砂災害防止法では、おおむね5年ごとに地形の改変など社会情勢の変化を反映させるための基礎調査を行うこととされており、東京都が現地調査を行い、地形や構造物の状態等に变化があった場合には、調査結果に基づき区域の指定・変更が行われる。2023年度（令和5年度）6月21日現在、土砂災害警戒区域が1,985箇所、土砂災害特別警戒区域が1,727箇所指定されている。

また、宅地造成工事規制区域については、市内6,306.8haが指定されている。

※資料編 参照

4 浸水予想区域

都市型水害に対するソフト対策の一つとして、東京都都市型水害対策連絡会で作成・公表している浸水予想区域図は、東京都管理河川の流域毎に作成されており、2015年度（平成27年度）の水防法改正を受け、想定し得る最大規模の降雨に更新された。

本市を流れる主な流域としては、境川流域と鶴見川流域（鶴見川・恩田川・真光寺川）がある。また、多摩市または神奈川県川崎市に面するごく一部の地域が、浅川圏域、大栗川及び三沢川流域に含まれている。

境川流域の浸水予想区域図は、2005年（平成17年）7月に公表され、2018年（平成30年）6月に最大規模の降雨に改定された。また、鶴見川流域（鶴見川・恩田川・真光寺川）浸水予想区域図は、2007年（平成19年）10月に公表され、2018年（平成30年）10月に最大規模の降雨に改定された。浅川圏域、大栗川及び三沢川流域の浸水予想区域図は、2020年（令和2年）1月に改訂版が公表された。

(1) 浸水予想区域図の対象降雨（最大規模降雨）

	総雨量	時間最大雨量
境川流域 (鶴瀬橋上流域)	710mm (鶴瀬橋上流域) (境川流域全体で総雨量 632mm)	170mm
鶴見川流域	792mm	163mm
浅川圏域、大栗川流域	690mm	153mm
三沢川流域	690mm	152mm

(2) 浸水概要

境川流域における浸水予想区域図では、境川に沿って形成されている谷底平野において、ほぼ全域に渡り浸水深3.0m以上と想定されている。また、浸水幅は境川団地付近で最も広く約400mあり、小田急・JR町田駅付近でも100m～200m程度ある。

境川は、幅の狭い谷底平野を流れる河川で、狭あい部も多く、また対象降雨が非常に大きいため、浸水深が比較的大きくなったと想定される。

鶴見川流域における浸水予想区域図では、鶴見川・恩田川・真光寺川沿いに連続した浸水予想区域があるが、一部では3m～5mの浸水が想定されている。

鶴見川の流域では、0.2～0.5m程度の冠水が予測される箇所が点在するが、これは流域の宅地化と下水道の整備にともない、一時的に下水道の雨水排水能力を超えるために生じる都市型浸水である。

浅川圏域、大栗川及び三沢川流域における浸水予想区域図では、町田市、多摩市または神奈川県川崎市に面するごく一部の地域にて、0.1～0.5m程度（最大で3～5m）の浸水が想定される箇所が点在している。

※資料編 参照

第3 原子力災害

1 本市における原子力災害の危険性

市内及び都内には原子力施設が存在せず、また、他県にある原子力施設に関しても、原子力災害対策指針に基づく緊急時防護措置を準備する区域（UPZ）※1に、本市及び都の地域は含まれていない。このことから国内の原子力施設において、放射性物質または放射線が異常な水準で施設外に放出される等の原子力緊急事態※2が発生した場合において、市は、同時に市民の緊急的な避難等の対応を迫られるものではない。しかし、2011年（平成23年）3月11日の東北地方太平洋沖地震とそれに伴う津波災害を原因として発生した福島第一原子力発電所の事故では、放射性物質が広範な地域に拡散し、遠く離れた町田市においても放射性物質の飛来が確認され、放射線量の測定による安全確認が必要となったことから、原子力災害への対応について想定するものである。

《注釈》

※1【緊急時防護措置を準備する区域（UPZ）】

緊急時に屋内退避等が必要とされる防災対策の重点区域にあたり、原子力発電所から概ね半径30km以内の範囲とされている。UPZとはUrgent Protective action Planning Zoneの略。2011年（平成23年）11月に原子力安全委員会（現・原子力規制委員会）における専門部会防災指針検討ワーキンググループが示した「原子力発電所に係る防災対策を重点的に充実すべき地域に関する考え方」の文中にて、従来用いられていたEPZ（緊急時計画区域のことで、原子力発電所からの距離およそ8～10kmの範囲）に代わり用いられるようになった概念。

※2【原子力緊急事態】

原子力事業者の原子炉の運転等により放射性物質又は放射線が異常な水準で当該原子力事業者の原子力事業所外（原子力事業所の外における放射性物質の運搬の場合にあっては、当該運搬に使用する容器外）へ放出された事態をさす。原子力災害対策特別措置法第二条に規定されている。

2 東京都における協議の対象となる原子力事業所

東京都においては、関係周辺都道府県知事として知事が協議を受ける対象となる原子力事業所は神奈川県内の1ヶ所である。

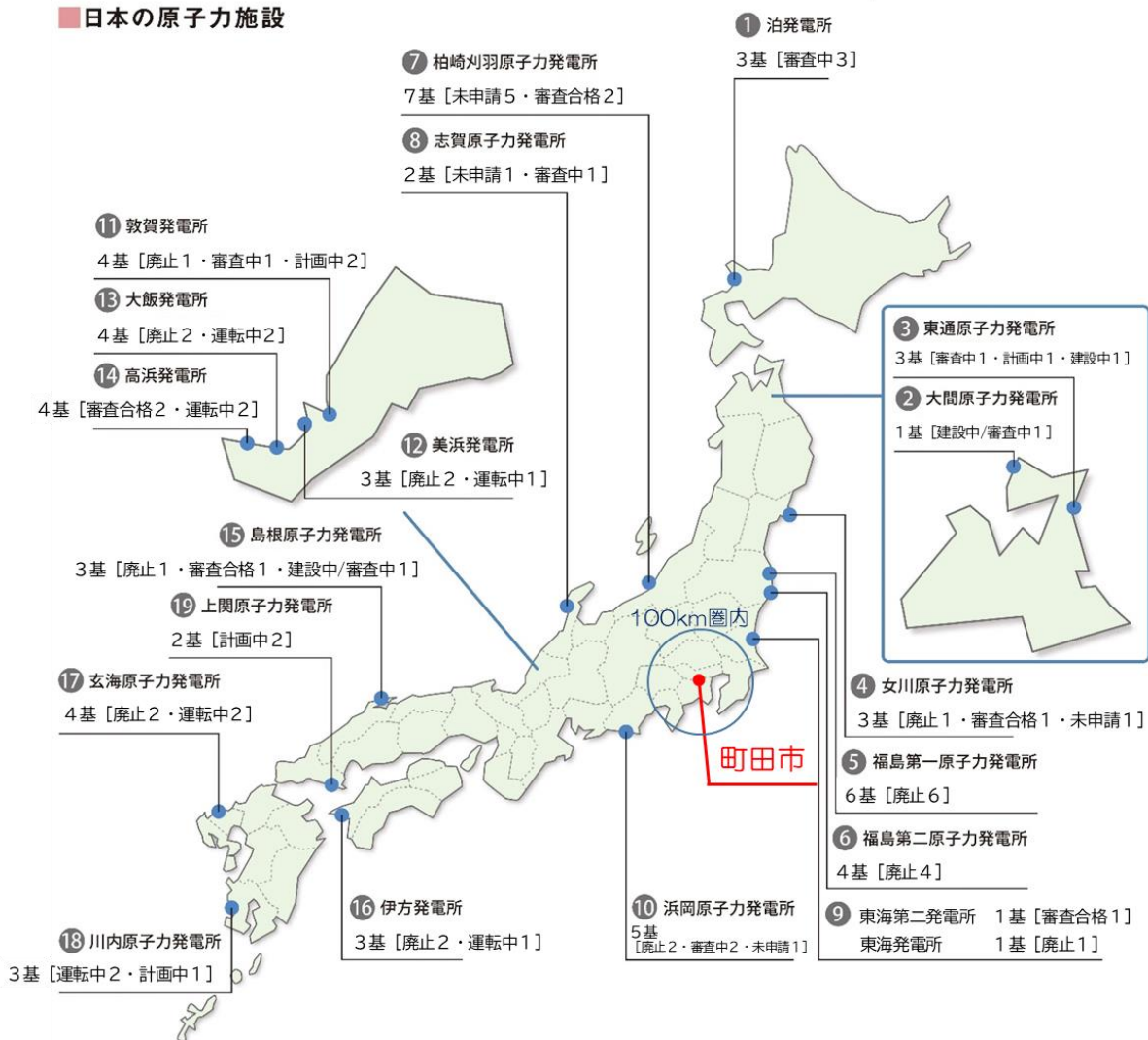
東芝エネルギーシステムズ株式会社 原子力技術研究所

所在地等	神奈川県川崎市川崎区浮島町4番1号 電話：044-288-8030 FAX：044-266-4801
事業者名	名称：東芝エネルギーシステムズ株式会社 所在地：神奈川県川崎市幸区堀川町72番地34
原子炉施設等	東芝臨界実験装置（NCA：Toshiba Nuclear Critical Assembly） 核燃料使用施設

（出典：東京都地域防災計画 原子力災害編）

3 日本の原子力発電所

2022年12月10日現在



(出典：日本原子力文化財団「原子力総合パンフレット 2022年度版」に加筆)

第4 火山災害

1 本市に影響を及ぼす火山災害

本市の近傍においては、噴火活動に伴う溶岩流、水蒸気爆発、噴石、火砕流、泥流等による直接的な火山災害を引き起こすような火山はないが、市の西方に位置する富士山において、宝永噴火と同等の大規模な噴火が起こった場合、火山灰等の影響を受ける可能性が指摘されている。

2 富士山の概要等

(1) 富士山の概要

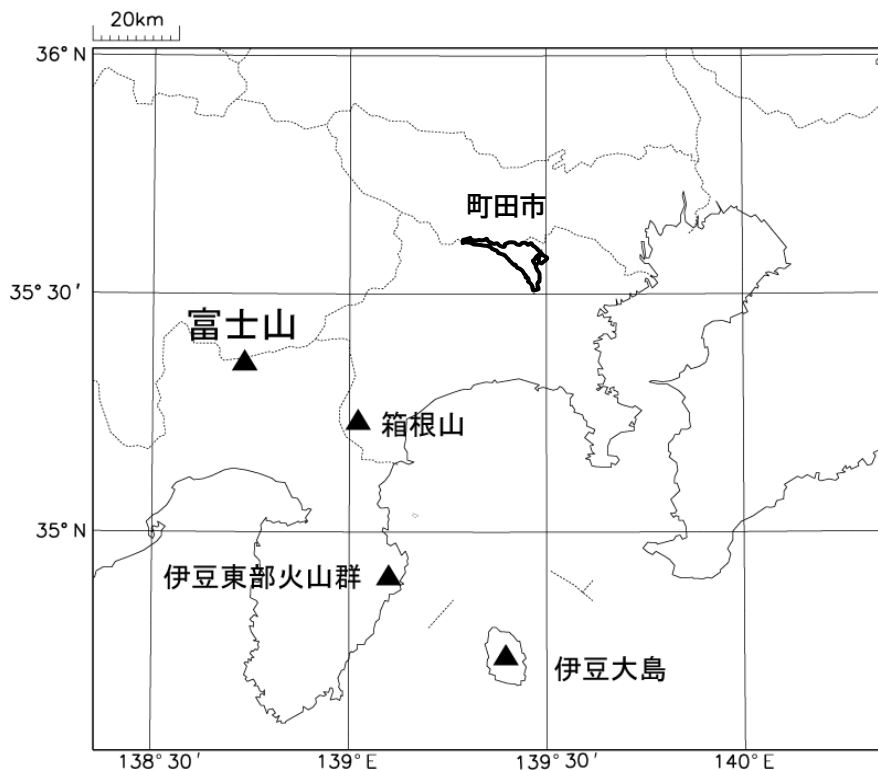
富士山は、フィリピン海プレート、北米プレート、ユーラシアプレートが接する地域に、静岡県及び山梨県の二県にまたがって位置しており、富士火山帯に属する玄武岩質の成層火山である。

我が国に111存在する活火山の一つであり、活動度はランクB（100年活動度または1万年活動度が高い活火山）とされている。

標高は3,776mで我が国の最高峰であり、山体の体積は約500km³で我が国の陸域で最大の火山である。

標高1,000m以下の山腹の斜面勾配は10度未満と緩いが、標高が高くなるに従い傾斜は急になり、山頂近くでは40度近くとなっている。

市内からは、丹沢山地の後背に山頂部を望むことができ、町田市小山田緑地から眺める富士山は、関東の富士見百景の一つとなっている。富士山山頂火口から市庁舎までの距離は、約67.7kmとなっている。



(出典：東京都地域防災計画 火山編に加筆)

(2) 富士山の活動史

富士山は今から約70～20万年前に活動を開始し、噴火を繰り返すことで約1万年前に現在のよう美しい円錐形の火山となったと考えられている。それ以降も活発な火山活動を繰り返しており、過去の噴火で流れ出た溶岩が多く見つかり、古文書などの歴史資料にも富士山の噴火の記述がある。

最近の活動では、2000年（平成12年）10月から12月及び翌年4月から5月にかけて、富士山直下の深さ15km付近を震源とする低周波地震の多発が確認された。これより浅い地震活動や地殻変動等の異常は観測されず、直ちに噴火の発生が懸念されるような活動ではなかったが、改めて富士山が活火山であることが認識された。

(3) 富士山における噴火の特徴

- ① 噴火タイプは、火砕物噴火、溶岩流噴火及びこれらの複合型噴火。少数であるが火砕流の発生も確認されている。
- ② 山頂火口では繰り返し同一火口から噴火。
- ③ 噴火規模は、小規模なものが圧倒的に多い。宝永噴火は約2200年前以降で最大の火砕物噴火。
- ④ 781年以降10回の噴火が確認。

(4) 国による検討

2001年（平成13年）7月に、国、関係する県及び市町村により「富士山火山防災協議会」が設立（のちに東京都も参加）された。その後、火山防災対策の確立のため、2004年（平成16年）6月に富士山ハザードマップ検討委員会によって富士山ハザードマップが作成され、「富士山ハザードマップ検討委員会報告書」が公表された。この中で、宝永噴火と同程度の噴火による被害想定が行われている。

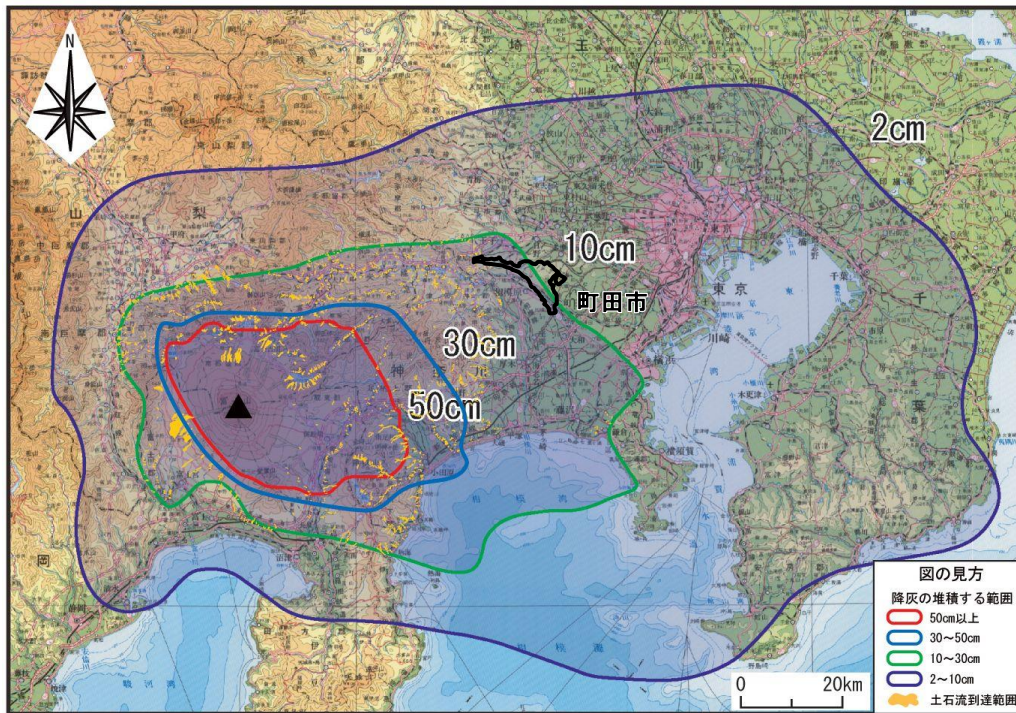
富士山ハザードマップの作成以降、新たな科学的知見の蓄積に伴い、富士山ハザードマップ（改定版）検討委員会による改定作業が進められ、2021年（令和3年）3月に富士山ハザードマップが改定された。改定項目は、想定火口範囲の拡大や溶岩流・火砕流・融雪型火山泥流・山体崩壊の可能性マップの変更などである。

また、2020年（令和2年）4月には、中央防災会議防災対策実行会議「大規模噴火時の広域降灰対策検討ワーキンググループ」により、富士山の宝永噴火規模の噴火をモデルケースとした降灰による影響等が報告された。この中で、降灰による都市機能（交通機関、ライフライン施設、経済活動や社会生活）への影響や、住民等の行動の基本的な考え方が整理されている。

3 本市における降灰の可能性

富士山ハザードマップ（改定版）検討委員会の報告によると、本市は南西側で10～30cm程度、北東側で2～10cm程度の降灰堆積深が予想されている。

■降灰危険性マップ



(出典：富士山火山防災対策協議会「富士山ハザードマップ（改定版）検討委員会報告書」（令和3年3月）に加筆）

4 降灰による被害

(1) 土砂災害

厚さ 10cm 程度以上の降灰があった地域では、降灰後の降雨により土石流が発生するおそれがある。

(2) 鉄道

微量の降灰で地上路線の運行が停止する。停電エリアでは運行が停止する。

(3) 道路

乾燥時 10cm 以上、降雨時 3cm 以上の降灰で二輪駆動車が通行不能となる。当該値未満でも、視界不良による安全通行困難、道路上の火山灰や、鉄道停止に伴う交通量増等による、速度低下や渋滞が発生する。

(4) 物資

一時滞留者や人口の多い地域では、少量の降灰でも買い占め等により、店舗の食料、飲料水等の売り切れが生じる。道路の交通支障が生じると、物資の配送困難、店舗等の営業困難により生活物資が入手困難となる。

(5) 人の移動

鉄道の運行停止とそれに伴う周辺道路の渋滞による一時滞留者の発生、帰宅・出勤等の移動困難が生じる。さらに、道路交通に支障が生じると、移動手段が徒歩に制限される。

(6) 電力

降雨時 0.3cm 以上で電力設備不良による停電が発生する。数 cm 以上で火力発電所への影響が生じ発電量が低下し、必要な電力供給力が確保しきれない場合は停電に至る。

(7) 通信

噴火直後には利用者増による電話の輻輳が生じる。降雨時に、基地局等の通信アンテナへ火

山灰が付着すると通信が阻害される。停電エリアの基地局等で非常用発電設備の燃料切れが生じると通信障害が発生する。

(8) 上水道

原水の水質が悪化し、浄水施設の処理能力を超えることで、水道水が飲用に適さなくなる、または断水となる。停電エリアでは、浄水場及び配水施設等が運転停止し、断水が発生する。

(9) 下水道

降雨時、下水管路（雨水）の閉塞により、閉塞上流から雨水があふれる。停電エリアの処理施設・ポンプで非常用発電設備の燃料切れが生じると下水道の使用が制限される。

(10) 建物

降雨時 30cm 以上の堆積厚で木造家屋が火山灰の重みで倒壊するものが発生する。体育館等の大型建物は、積雪荷重を超えるような降灰重量がかかると損壊するものが発生する。5cm 以上の堆積厚で空調設備の室外機に不具合が生じる。

(11) 健康被害

目・鼻・のど・気管支等に異常を生じることがある。呼吸器疾患や心疾患のある人々は症状が増悪するなどの影響を受ける可能性が高い。

(12) 産業

農作物の被害、商工業・観光業への影響等が挙げられる。

第5 大規模事故災害

1997年（平成9年）の国の防災基本計画の修正において社会・産業の高度化、複雑化、多様化に伴い、大規模事故等の災害への対応が追加された。

本市においては、東京都地域防災計画（大規模事故編）を参考に、市の関わる大規模事故として以下の災害を計画の対象とする。

このような大規模事故が発生した場合、市は都及び関係機関との協力体制を確立するとともに、状況を把握し、災害の周辺地域への拡大防止、避難誘導、救援救護活動等を迅速かつ的確に実施するための態勢を確立する必要がある。

■対象とする大規模事故

○ 航空機事故	○ 鉄道事故	○ 道路・橋梁・トンネル災害
○ ガス事故	○ CBRNE 災害	○ 危険物事故
○ 大規模火災	○ その他大規模な事故による被害（事故災害）	

なお、本市の大規模事故災害における計画の策定にあたり、林野火災は大規模火災に含めるものとした。原子力災害については、2012年修正より、第6章に単独の章として独立させている。

1 航空機事故

(1) 定期旅客機、米軍・自衛隊機、民間機等の空中衝突・市街地への墜落

※ 実際、本市においても1964年（昭和39年）には原町田に米軍機が墜落し、4名もの死亡者が出る事故が起きている。また、町田市周辺においても墜落事故が起きており、尊い命が失われている。

2 鉄道事故

- (1) 旅客列車等の衝突・脱線・転覆・火災
- (2) 化成品積載列車からの危険物・毒物劇物等の流出等

3 道路・橋梁・トンネル災害

- (1) 車両の多重衝突・火災
- (2) 危険物・毒物劇物等運搬車両からの流出等

4 ガス事故

- (1) ガス管等からのガス漏えいによる事故

5 CBRNE 災害

(1) Chemical（化学剤）、Biological（生物剤）、Nuclear・Radiological（核・放射性物質）、Explosive（爆発物）に起因する災害の発生

※テロによるものだけでなく、平常時の事故を含む

6 危険物事故

- (1) 危険物等の製造・貯蔵・販売・取扱等を行う施設における危険物等の漏えい・爆発等
- (2) 運搬中における危険物等の漏えい・爆発等

7 大規模火災

- (1) 多数の者や要介助者が利用し、避難・消火活動に制約がある大規模施設（ホテル、デパート、病院、社会福祉施設等）及び高層建築物や地下街の火災
- (2) 市街地における大規模延焼火災
- (3) 付近住民の避難を要する大規模な林野火災

第6 複合災害

同種あるいは異種の災害が同時または時間差をもって発生する場合、災害応急対応が困難になるとともに、被害の激化や広域化、長期化等が懸念される。

都は都地域防災計画（令和5年修正）において、新たな地震の被害想定における大規模風水害や火山噴火、感染拡大などとの複合災害発生時に起きうる事象を整理している。

こうした状況も念頭に置きながら、予防、応急・復旧対策を実施する必要がある。

■被害想定で想定する主な複合災害

風水害	<ul style="list-style-type: none">・地震動や液状化により堤防や護岸施設が損傷した箇所から浸水被害が拡大・梅雨期や台風シーズンなど、降水量が多い時期に地震が発生した場合、避難所等を含む生活空間に浸水被害が発生
火山噴火	<ul style="list-style-type: none">・数 cm の降灰でも交通支障が発生し、救出救助活動や物資、燃料の搬送、がれきの撤去などの応急対策や復旧作業が困難化・火山灰が除去される前に地震が発生すると、降灰荷重により建物被害が激甚化
感染拡大	<ul style="list-style-type: none">・多くの住民が避難する中で、感染症や食中毒が発生した場合、避難者間で集団感染が発生・救出救助活動や避難者の受入れ等において感染防止対策が必要となり、活動に時間がかかる可能性

（出典：東京都地域防災計画 震災編（令和5年修正））

第5節 防災ビジョン

第1 計画の理念

市の地域特性や今後の都市開発動向を踏まえた上で、本計画では災害軽減化を図るために次の3つの理念を掲げ、防災計画を推進することとする。

- (1) 災害に強い人と組織をつくる
- (2) 災害に強いまちをつくる
- (3) 実践的な応急・復旧対策計画を確立し、災害に備える

第2 基本目標

市民の生命・身体・財産を災害の危険から守るため、この計画の全体を通じて達成すべき基本目標を次のようにする。

理念	災害予防計画	基本目標
災害に強い人と組織をつくる	第1節 災害に強い人と組織づくり	<ul style="list-style-type: none"> ●市民一人ひとりが、自身の安全を確保し、被害を最小限に抑えるとともに、市及び関係機関の職員については、知識と技術を身につけ臨機応変に任務を遂行できるようにする。 ●混乱期における被害の抑制や要配慮者の救援を、地域の助け合いによりカバーできるようにする。 ●マンション防災の必要性を市民が認識し、自助・共助の体制を構築できるよう、マンション管理組合の活動支援やマンションを含めた地域の防災活動の活性化を図る。 ●市、関係機関、事業所、団体、市民等が、臨機応変に対処できるように、実践的な防災訓練を実施し、応急対策計画や活動マニュアルの有効性を検証する。 ●多様な視点を反映した防災対策の実施により地域の防災力向上を図るため、男女平等参画その他の多様な視点に配慮した防災対策を整備していく。
災害に強いまちをつくる	第2節 災害に強いまちづくり	<ul style="list-style-type: none"> ●河川施設の安全性強化、雨水流出抑制等の治水対策を総合的に推進し、水害に強いまちをつくる。 ●崖崩れや液状化の発生する危険がある箇所を事前に把握・整備し、二次災害を防止する。 ●大地震による人的被害の大きな要因となる建物倒壊・延焼火災を防止するため、建物の耐震・耐火への更新、オープンスペース・緑地の保全とそれを活用した延焼遮断機能や消防水利の強化を図る。 ●不適格なブロック塀・窓ガラス・看板等を解消し、倒壊・落下物による被害を防止する。 ●道路、橋梁、鉄道、ライフライン施設の耐震性及び安全性を確保する。 ●災害発生後の都市機能を維持するために、自立・分散型電源などのエネルギーを確保する。

理念	災害予防計画	災害応急対策計画	基本目標
実践的な応急・復旧対策計画を確立し、災害に備える	第3節 災害応急活動体制の整備	第1節（地震・風水害） 応急活動体制の確立	<ul style="list-style-type: none"> ●災害発生直後の混乱期や勤務時間外にも指揮命令系統を迅速に立ち上げる。 ●大規模・同時多発的な災害の発生の場合にも、活動拠点への参集・配備により迅速な初動対応を行う。
		第2節（地震） 災害情報の収集・整理及び報告 第2節（風水害） 情報の収集・伝達	<ul style="list-style-type: none"> ●災害の防止・軽減に必要な情報を積極的に収集する。 ●被害状況を的確かつ迅速に把握する。 ●市域の全地区について、被害の全体像を把握する。
		第4節（地震・風水害） 災害時の広報	<ul style="list-style-type: none"> ●二次的被害・混乱等を防止する。 ●情報の空白地域・時間を解消する。 ●被災者からの受付、相談、広報サービスを各拠点（市民センター）で行う。
		第5節（地震・風水害） 相互協力・応援要請	<ul style="list-style-type: none"> ●市職員だけでは対処できない事態と判断される場合は、都、自衛隊、民間団体、事業所、ボランティア等への応援要請手続きを迅速に行い、円滑な受入体制を確保する。
	第4節 消防・救助・救急・医療救護体制の整備	第6節（地震） 消防・救助・救急活動 第7節（風水害） 救助・救急活動	<ul style="list-style-type: none"> ●延焼火災の発生を防止するため、迅速に活動要員、各種車両、消防水利及び資機材を確保し、市、消防署、警察署、関係機関、応援部隊が連携して消防活動を実施する。 ●多数の救助・救急事象に対処するため、住民、消防団、救助隊員等が協力して、倒壊建物等からの救助及び救護搬送を迅速に行う。
		第7節（地震） 第8節（風水害） 災害時の医療救護・保健	<ul style="list-style-type: none"> ●災害発生直後から医療救護サービスを実施するため、医療救護班、救護拠点、資機材等を迅速に確保する。 ●高度な医療機関及びスタッフを広域的に確保し、迅速な搬送体制と関係機関の連携ネットワークを確立する。 ●避難施設及び在宅の被災者へ継続的な医療救護サービスを供給する。
		第8節（地震） 第10節（風水害） 危険物等対策	<ul style="list-style-type: none"> ●危険物・有毒物等を取り扱う施設において、地震や火災による爆発、有毒ガスの漏洩を防止する。 ●災害発生時には、危険防除のため、周辺住民・事業所等の安全確保等、適切な応急措置を行う。
		第9節（地震） 第11節（風水害） 災害時の警備対策	<ul style="list-style-type: none"> ●警察署と協力し、市、事業所、団体、市民等が、災害時の犯罪等の防止に努める。
	第5節 公共公益・ライフライン施設の応急復旧体制の整備	第16節（地震・風水害） ライフライン・都市公共施設の応急対策	<ul style="list-style-type: none"> ●通電再開による火災等、ライフラインの復旧に係る二次災害を防止する。 ●生活関連施設の早期回復及び代替サービスの提供を迅速に行う。 ●公共土木施設、社会教育施設、その他市の公共施設の被害による機能停止・低下に対し、利用者の安全確保、施設機能の早期回復を行う。 ●公共施設や避難施設の機能を維持するために、エネルギーの自立化・多重化の整備を推進する。 ●災害時に非常用電源としても有効な蓄電池や家庭用燃料電池等の導入を推進する。

第1章 総則
第5節 防災ビジョン

理念	災害予防計画	災害応急対策計画	基本目標
実践的な応急・復旧対策計画を確立し、災害に備える	第6節 水防・土砂災害警戒体制の整備	第6節（風水害） 水防活動	<ul style="list-style-type: none"> ●洪水・台風等による水害の発生を警戒・防御する。 ●地下街等における情報収集・伝達、浸水警戒活動、施設利用者の安全確保について定める。
		第10節（地震） 第9節（風水害） 土砂災害警戒区域等対策	<ul style="list-style-type: none"> ●余震や降雨による災害の発生を警戒する。 ●倒壊の危険がある建物やガラス・看板類の落下、ブロック塀等の倒壊について、余震等による二次災害の発生を防止する。
	第7節 避難体制の整備	第11節（地震） 帰宅困難者対策 第12節（地震・風水害） 避難対策	<ul style="list-style-type: none"> ●局所的な被害が発生した場合の一時的な避難者受け入れ対策を定める。 ●消防署・警察署等の各機関、施設管理者等と役割を分担し、市民・来街者等を安全に避難させる。 ●災害発生直後から避難施設を開設し、運営は住民組織等の自主運営に移行させる。 ●事業所における帰宅困難者対策の強化、一時滞在施設の確保や質向上、安全な帰宅のための支援を推進する。 ●男女のニーズの違いや、要配慮者、外国人および性的マイノリティ等に配慮し居住性の向上を図るとともに、飲料水、食料、生活必需品等の供給、情報・医療等のサービスを提供する。 ●逸走した動物の保護及び避難施設等での動物救護対策について定める。
	第8節 緊急輸送体制の整備	第15節（地震・風水害） 緊急輸送対策	<ul style="list-style-type: none"> ●予想される道路・橋梁等の損壊、信号機等の破損、停電による交通渋滞、倒壊物や駐車車両等による道路閉塞等に対して、市・警察署・町田市建設業協会・その他道路管理者等が連携し、迅速に緊急活動用の道路を確保する。 ●輸送拠点を適切に設置するとともに、市及び関係機関、業者等が保有する車両、ヘリコプターその他必要な輸送手段と従事者を確保し、総動員体制で緊急輸送を行う。
	第9節 生活救援体制の整備	第17節（地震・風水害） 遺体の収容・埋火葬等	<ul style="list-style-type: none"> ●遺体の腐乱を防止するため、搜索・検視・検案・収容・埋火葬等の作業を迅速に行うとともに、各作業要員、資材、遺体安置所等を適切に確保する。
		第18節（地震・風水害） 生活救援対策	<ul style="list-style-type: none"> ●医療等の重要な施設の機能停止を防止するため、給水等を迅速に行う。 ●ライフラインの復旧や住宅再建により自活できるようになるまでの間、飲料水、食品、生活必需品等の供給を行う。 ●災害相談、罹災証明書等の発行を円滑に行い、被災者の自立復興を支援する。
		第19節（地震・風水害） 災害時の環境・衛生対策	<ul style="list-style-type: none"> ●災害発生後の伝染病その他感染症、食中毒、その他衛生状態の悪化による健康への悪影響、有害物質による健康被害等の二次災害を防止する。 ●ゴミ・し尿・その他廃棄物の放置による生活障害・疫病、集団生活による公衆衛生悪化等を防止する。

理念	災害予防計画	災害応急対策計画	基本目標
実践的な応急・復旧対策計画を確立し、災害に備える	第10節 災害時建物対策実施体制の整備	第20節(地震・風水害) 災害時の建物対策	<ul style="list-style-type: none"> ●余震等による建物の危険防止、また仮設住宅供給体制の早期確立のため、迅速に建物応急危険度判定の実施を行う。 ●仮設住宅供給体制及びがれきの処理体制と調整しながら、被災建物の補修・解体を迅速に進める。
	第11節 要配慮者等支援体制の整備	第13節(地震・風水害) 要配慮者対策 第14節(地震・風水害) 外国人支援対策	<ul style="list-style-type: none"> ●高齢者・障がい者・乳幼児・人工透析者等の要配慮者及び外国人に対し、地域の支援組織や関係者等が協力し、適切に安全確保・安否確認・避難誘導等の支援を行う。 ●災害時における避難行動要支援者の安否確認や避難支援等を効率的・効果的に行うために、避難行動要支援者名簿の更新及び個別避難計画の作成を推進する。 ●避難施設、仮設住宅における要配慮者の生活環境を保護し、適切なケアを行う。
	第12節 応急教育・応急保育体制の整備	第21節(地震・風水害) 応急教育・保育活動・文化財の保護	<ul style="list-style-type: none"> ●学校を利用した避難施設の早期閉鎖を促し、学校教育の早期再開を行う。 ●児童・生徒等の安全を確保するとともに、被災した児童、生徒等に対し適切な教育的ケアを行う。
	第13節 その他各種災害別対策		<ul style="list-style-type: none"> ●高層建築物、駅周辺の不特定多数の来街者に対して安全を確保し、混乱を防止する。 ●都市化に伴う、風害や雪害に対する脆弱性を補う。 ●法に基づく国（及びその補助機関としての東京都）の救助の実施の決定を早急に求め、社会秩序の保全、対策実施に伴う財政的・制度的根拠の獲得を図る。

理念	災害復旧・復興計画	基本目標
実践的な応急・復旧対策計画を確立し、災害に備える	第1節 市民生活安定のための対策	<ul style="list-style-type: none"> ●独力での再建が困難な市民、中小企業、農家に対して、国・都・市及び各機関は各種援助措置を行う。
	第2節 災害復旧事業	<ul style="list-style-type: none"> ●被災施設の被害の再発を防止するため、将来の災害に備えた事業計画を策定する。 ●災害復旧事業に伴う財政援助及び助成制度を活用する。
	第3節 災害復興対策	<ul style="list-style-type: none"> ●被災前の地域が抱える課題を解決し、都市構造や地域産業の構造等をより良いものに改変する。 ●関係する権利者等との調整及び合意形成を行い、速やかに復興計画を策定する。

第6節 減災目標

都は都地域防災計画（令和5年修正）において、以下の3つの視点に、分野横断的な視点も加え、2030年度までに達成すべき減災目標を定めた。

【3つの視点】

視点1 家庭や地域における防災・減災対策の推進	一人ひとりの防災・減災対策に加え、町会、自治会、ボランティア等が連携し、地域の総力を結集して防災力を高めしていく
視点2 都民の生命と我が国の首都機能を守る応急体制の強化	都や区市町村等の業務継続体制の確実な確保や都市基盤の早期回復などにより、都民の生命と首都機能を守り抜く
視点3 すべての被災者の安全で質の高い生活環境と早期の日常生活の回復	居住形態の変化等も踏まえ、被災者の生活環境の質を高めるとともに、都民一人ひとりの日常を一日も早く取り戻す

【分野横断的な視点】

分野横断的な視点	視点の考え方
ハード対策	すべての防災・減災対策の前提となる「強靱なまちづくり」の加速化
多様な視点に配慮	被災経験や被災地支援の教訓を活かし、女性や要配慮者など多様な視点を防災対策に反映
防災DXの推進	防災対策の実効性を高め、加速化するツールとしての「防災DX」を積極的に推進
人口構造	若い世代の減少や「高齢者の高齢化」など、今後の人口構造の変化も踏まえた対策を推進

（出典：東京都地域防災計画 震災編（令和5年修正））

市は、都の減災目標に基づき、市の減災目標を定めるとともに、目標達成に向けて、災害に強い人づくり、災害に強いまちづくりを推進していくものとする。

減災目標

2030年度（令和12年度）までに、多摩東部直下地震による人的・物的被害を概ね半減する。

- 多摩東部直下地震M7.3、風速8m/s、冬18時のケースで、揺れや火災による死者121人を60人に、避難者約58,400人を約29,200人に、建築物の全壊・焼失棟数約4,300棟を約2,200棟に減少させる。

目標達成に向けた取り組み

○市民と地域の防災力向上

- ・各種普及啓発等を継続的に実施し、市民の自助・共助意識を効果的に底上げ
- ・防災に関心のある人の知識を高める「プル型」の普及啓発に加え、防災に関心のない人にも防災を「我が事」として感じてもらえる「プッシュ型」の普及啓発を充実強化
- ・自主防災組織等について、その編成や活動への支援、各種防災訓練等を通じて、災害対応力を強化
- ・マンション防災における自助・共助の構築
- ・消防団活動の充実による、災害活動力の向上

○安全な都市づくりの実現（市の耐震関係は「町田市耐震改修促進計画」）

- ・防災上重要な市有公共建築物は、2025年度末までに100%の耐震化の達成を図る。
- ・住宅は、2025年度末までに耐震性が不十分な住宅をおおむね解消するため、相談窓口の充実、助成制度の周知、積極的な啓発活動による耐震化の意識向上などにより、耐震化の積極的な推進を図る。
- ・民間特定建築物は、関係機関と連携の上、個々の建築物の耐震化の必要性の啓発及び耐震化工事のための具体的な情報の提供を行う。
- ・特定緊急輸送道路沿道建築物は、啓発活動や技術的な助言などにより、耐震化の積極的な推進を図る。
- ・市街地の不燃化
- ・オープンスペースの確保
- ・地域の防犯ボランティア団体の防犯活動の支援
- ・災害に便乗した詐欺等の被害防止のための広報啓発

○安全な交通ネットワークおよびライフライン等の確保

- ・主要な都市計画道路の整備を推進する。
- ・ライフライン施設の耐震化
- ・各種ライフラインの早期復旧に向けた態勢づくりを推進
- ・あらゆる場所における被災者の通信を確保
- ・ブロック塀・落下物等対策の推進
- ・土砂災害対策の推進
- ・下水道管の耐震化を進める。

○広域的な視点からの応急対応力の強化

- ・職員の安否確認手段の確保や、より現実的な参集態勢等を想定して、市の業務継続計画や受援応援計画を見直し
- ・受援体制の強化

○情報通信の確保

- ・災害時にもつながる通信基盤の確保に向け、通信施設の耐震化、非常用電源の長時間化などの取組を強化
- ・通信の多重化策を強化
- ・防災システム等の情報連絡ツールの活用

○医療救護・保健等対策

- ・災害拠点病院や災害拠点連携病院等が確実に医療を提供できる体制を強化
- ・医師会、歯科医師会等との連携強化

第1章 総則

第6節 減災目標

- ・ 救護活動の拠点整備
- ・ 医薬品販売会社・薬剤師会等との協力体制の確保
- ・ 医療機関及び薬局等のBCP策定の促進
- ・ 早期の医療提供体制を確保する。
- ・ 被災者の心のケアを含めた健康の確保

○帰宅困難者対策

- ・ DXなどを活用した迅速かつ適切な情報提供等の方策を具体化
- ・ 一斉帰宅抑制の基本方針の周知徹底
- ・ 事業所における3日分の備蓄確保の取組推進と従業員等への周知徹底
- ・ 一時滞在施設の確保
- ・ 駅等の混乱防止対策の推進
- ・ 道路・橋梁の整備

○避難者対策

- ・ 子どもや高齢者、障がい者、外国人等の要配慮者や男女及び性的マイノリティなど、多様な視点に立った避難施設運営、避難者対策を行う。
- ・ 避難行動要支援者の避難を円滑に行うため、個別避難計画作成を推進する。
- ・ 避難施設の衛生環境や被災者のストレス等による既往症の悪化などに伴う震災関連死を抑止するため、被災者の生活環境の改善を進める。
- ・ 避難施設におけるWi-Fi等の設置を推進

○物流・備蓄・輸送対策の推進

- ・ 備蓄量や品目など、備蓄のあり方を検証するとともに、時間の経過とともに多様化する被災者ニーズに対し、より一層きめ細かに対応できるような物資調達体制を構築

○住民の生活の早期再建

- ・ 罹災証明書の早期交付のため体制や資機材を整備する。
- ・ トイレが長期間使用できないことを踏まえ、携帯トイレ等の家庭内備蓄の促進に加え、避難者数等を見据えた災害用トイレの確保や、民間事業者との協定による調達体制の構築など、ハード・ソフト両面による取組を加速化
- ・ 被害状況等に応じて応急的な住宅を供給するための市営住宅等の公的住宅を確保する。
- ・ 災害廃棄物発生量と一次仮置場の候補地のバランスを考慮し、民間事業者等との協力体制のもと、初動期における現実的な処理体制を整備
- ・ 復旧・復興を見据えた、災害廃棄物の処理体制を充実強化
- ・ 平時から、訓練等の充実強化により、災害廃棄物処理計画の実効性を高める。